

# 予算特別委員会

令和5年3月15日

葛城市議会

# 予 算 特 別 委 員 会

1. 開会及び閉会 令和5年3月15日(水) 午前9時30分 開会  
午後2時44分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	川 村 優 子
副委員長	杉 本 訓 規
委 員	西 川 善 浩
〃	坂 本 剛 司
〃	吉 村 始
〃	奥 本 佳 史
〃	谷 原 一 安
〃	下 村 正 樹

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議 長	梨 本 洪 珪
議 員	柴 田 三 乃
〃	増 田 順 弘

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿 古 和 彦
副 市 長	溝 尾 彰 人
教 育 長	椿 本 剛 也
企画部長	高 垣 倫 浩
人事課長	植 田 和 明
人事課主幹	南 直 美
企画政策課長	勝 眞 由 美
情報推進課長	西 川 雅 大
総務部長	東 錦 也
総務部理事兼	
都市整備部理事	安 川 博 敏
庁舎機能再編推進室長	吉 田 和 裕
財務部長	米 田 匡 勝
財政課長	内 蔵 清

税務課長	椿 本 真 司
市民生活部長	前 村 芳 安
保険課長	増 井 朋 子
〃 補佐	西 川 修
環境課長	西 川 勝 也
クリーンセンター所長	石 橋 和 佳
保健福祉部長	森 井 敏 英
社会福祉課長	山 岡 邦 啓
介護保険課長	堀 川 雅 樹
地域包括支援課長	西 川 賢
健康増進課長	松 本 育 子
新型コロナウイルス対策室長	鬼 頭 卓 子
こども未来創造部長	井 上 理 恵
こども未来課長	中 井 智 恵
子育て支援課長	新 澤 健 嗣
こども・若者サポートセンター所長	川 崎 圭 三
産業観光部長	早 田 幸 介
農林課長	吉 村 和 則
農林課主幹	勝 浪 栄 次
商工観光プロモーション課長	竹 内 和 代
都市計画課長	奥 田 雅 彦
建設課長	竹 本 淳 逸
教育部長	西 川 育 子
教育部理事	板 橋 行 則
教育総務課長	村 田 真 也
学校教育課主幹	西 川 直 孝
生涯学習課長	葛 本 章 子
体育振興課長	吉 田 賢 二
上下水道部長	井 邑 陽 一
水道課長	福 森 伸 好
〃 補佐	西 川 基 之
下水道課長	野 地 幸一郎

#### 6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩 永 睦 治
書記	新 澤 明 子
〃	神 橋 秀 幸

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

議第15号 令和4年度葛城市一般会計補正予算(第8号)の議決について

議第16号 令和4年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議決について

議第17号 令和4年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)の議決について

議第18号 令和4年度葛城市水道事業会計補正予算(第4号)の議決について

議第19号 令和4年度葛城市下水道事業会計補正予算(第2号)の議決について

開 会 午前9時30分

川村委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

皆様、おはようございます。日ごとに暖かくなってまいりました。今定例会も中盤を迎えるわけでございますが、本日から5日間にわたりまして、補正予算も含め予算審議を行っていただきます。委員の皆様、また、職員の皆様におかれましては、明瞭な質疑、そして答弁をいただきますことを目指しまして、市民に分かりやすい議会、そういったものを見せていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞ皆様のご協力、最後までよろしく願います。

ここで、委員外議員の出席のご紹介をさせていただきます。増田議員、柴田議員。

発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押して、赤いランプが点灯しているのを確認してからご起立いただき、マイクを近づけてご発言されるようお願いいたします。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末などの情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知お願います。

委員会の会議進行につきましては、適宜休憩を取りながら、理事者側の出席職員についても、あまり人数が多くならないように順次入替えを行ってまいりたいと、そして進めていきたいと思っておりますので、委員各位におかれましても、ご協力をお願いいたします。

また、発言につきましては、簡単明瞭にいただき、会議時間の短縮にご協力いただきますようお願いいたします。

ここで、予算特別委員会の開会に当たり、事前に進行及び審査方法などについて確認をいたしたいと思っております。まず、審査の順につきましては、お手元に配付の予算特別委員会次第に記載の順番に1議案ごと上程し、採決まで行います。

次に、一般会計補正予算の審査方法についてでございます。今回の補正予算の範囲は、歳出で11款まででございます。提案説明については、一般会計補正予算の歳出歳入を一括で説明を受けます。そして質疑については、まず歳出の2款とその歳出に関連する歳入の部分について行います。2款の質疑終了後に理事者側の職員の入替えを行い、歳出の3款、4款とその歳出に関連する歳入及び第2表の繰越明許費について質疑を行います。3款、4款の質疑が終了いたしましたら、理事者側の職員の入替えを行いまして、歳出の5款、6款とその歳出に関連する歳入及び繰越明許費の部分について質疑を行います。5款、6款の質疑が終了いたしましたら、理事者側の職員の入替えを行い、歳出の最後まで8款から11款とその歳出に関連する歳入及び繰越明許費の部分について質疑を行います。そして、歳出の最後まで質疑終了後に、一般会計補正予算の質疑を終結し、議員間討議、討論、採決を行います。

特別会計補正予算につきましては、これまでと同様に、1議案ごとに歳出歳入を一括で説明を受け質疑を行い、議員間討議、討論、採決を行います。なお、水道と下水道の事業会計補正予算につきましては、収入、支出の順番で説明を受けますので、ご了承ください。

これまでのことについて、何かご意見等ございませんでしょうか。

谷原委員。

**谷原委員** 審査の方法についてですけれども、1の(1)のところで歳出2款とその歳出に関連する歳入についての質疑となっているんですが、私のほうでちょっと歳入の1款について質問したいところがあるんです。この項目だと確かに歳出では2款からとなっていますから、いいんですけど、歳入についての1款のちょっと質問するということところがちょっとありませんので、そこでぜひ質問したいことがありますので、すいませんが、それをちょっと入れていただけたらと思います。

**川村委員長** 谷原委員、そうしましたら、2款以降と同様に、1款につきましても、1款の歳入についての質疑を受けさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。  
ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村委員長** ないようでしたら、そのように委員会運営を行うことにいたします。

それでは、議第15号、令和4年度葛城市一般会計補正予算(第8号)の議決についてを議題といたします。

本案につきまして、提案者の内容説明を求めます。

米田財務部長。

**米田財務部長** 皆さん、おはようございます。財務部の米田でございます。よろしく願いいたします。

それでは、ただいま上程となっております議第15号、令和4年度葛城市一般会計補正予算(第8号)について、主な補正予算のご説明を申し上げます。

まず初めに、補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,587万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ182億2,096万1,000円とするものでございます。第2条では繰越明許費、第3条では地方債の補正を行うものでございます。

それでは、補正予算書の5ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費でございます。上段の3款民生費、老人福祉事業から下段の8款教育費、中学校管理事業までの14事業、10億841万6,000円について、令和4年度から令和5年度に繰越しを行うものでございます。

続きまして、補正予算書の6ページをお願いいたします。第3表、地方債補正でございます。1、追加でございます。減収補填で限度額は2,510万円でございます。2、変更でございます。歳出予算における事業費の補正に伴いまして、限度額の補正を行うものでございます。なお起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

続きまして、12ページをお願いいたします。事項別明細書、歳出より各款の主な補正予算についてご説明を申し上げます。

歳出各款を通じましては、ほとんどが減額補正となっております。その主な内容といたしましては、年度末であることから、決算見込みにより不用額の減額を行うもの、また、契約の完了等に伴い、その差金を減額するものなどが主なものでございます。したがって、

増額となっているもの、また、大きく減額となっている補正予算などについてご説明のほうをさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、2款総務費でございます。1項1目一般管理費で、補正額は1,573万円でございます。人件費や各種相談事業における増額補正でございます。4目財産管理費で、補正額は1億1,315万9,000円の減額で、市有財産管理事業では契約差金の減額となっております。

13ページをお願いいたします。13目の地方創生臨時交付金事業費で、補正額は840万円の減額でございます。地方創生臨時交付金を充当しておりました事業について額の確定に伴い、減額や追加を行うものでございます。下段の2項1目税務総務費で補正額は1,200万円で、ふるさと応援寄附事業について、役務費や委託料の増額でございます。

15ページの上段をお願いいたします。3款民生費、1項2目国民健康保険医療助成費で補正額は843万5,000円で、国民健康保険特別会計への繰出金でございます。下段8目福祉推進費で、補正額は2,700万円。福祉総合ステーション管理運営事業で、委託料の増額となっております。

17ページの中段でございます。2項2目児童措置費で、補正額は8,327万9,000円の減額でございます。子どものための教育・保育給付事業で1,282万1,000円の増額。それから、保育所等整備事業では9,610万円の減額となっております。また、3目保育所費で補正額は4,805万8,000円の減額でございます。市立保育所運営事業で保育士派遣業務委託料を減額するものでございます。

19ページをお願いいたします。2項10目子育て世帯生活支援特別給付金事業費で、補正額は1,857万2,000円でございます。実績に基づきまして、国庫補助金の超過交付分を返還するものでございます。下段の4款衛生費、1項2目予防費で補正額は5,100万円の減額で、新型コロナウイルスワクチン接種事業では3,900万円の減額でございます。

20ページの下段をお願いいたします。1項7目環境衛生費で補正額は1,000万円で、地域再エネ導入計画策定支援業務委託料でございます。

21ページ下段、5款農林商工費、1項10目団体営土地改良事業費で補正額は1億3,844万3,000円でございます。主には国の補正予算に伴うもので、委託料や工事請負費の増額となっております。

22ページの中段、8款教育費、2項1目学校管理費で、補正額は4,180万円でございます。主には国の補正予算に伴うもので、工事請負費を増額するものでございます。

23ページの上段、3項1目学校管理費で、補正額は3億726万1,000円でございます。こちらにつきましても、国の補正予算に伴うもので、工事請負費の増額となっております。下段の6項2目体育施設費で、補正額は3,818万1,000円の減額でございます。新庄スポーツセンター等管理事業で契約差金の減額となっております。

24ページの中段をお願いいたします。11款諸支出金、1項2目減債基金費で補正額は1億5,816万1,000円、3目の公共施設整備基金で補正額は2億円で、それぞれ基金に積み立てるものでございます。

続きまして、歳入でございます。事項別明細書は7ページから11ページにかけてござい

ます。なお、14款の国庫支出金や15款の県支出金、また、21款の市債につきましても、基本的には歳出補助対象事業費等の増減額に伴う補正となっておりますので、時間短縮の観点から説明を省略させていただきたいと思っております。

それでは、7ページをお願いいたします。1款市税でございます。1項1目個人市民税、2項1目固定資産税、4項1目市たばこ税について、それぞれ増額させていただくものでございます。10款の地方交付税でございます。1項1目地方交付税で、補正額は7,596万6,000円。

それから、8ページをお願いいたします。14款の国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金で補正額は3,148万5,000円、うち、地方創生臨時交付金で3,232万5,000円でございます。下段の6目教育費国庫補助金で、補正額は1億1,105万9,000円。国の補正予算に伴うもので、学校施設環境改善交付金事業補助金でございます。

9ページの中段をお願いいたします。15款県支出金で2項4目農林商工費県補助金で、補正額は9,165万円で、主な内容といたしましては、国の補正予算等に伴うもので団体営土地改良事業費の補助金などがございます。下段の17款寄附金では1項2目ふるさと応援寄附金で、補正額は2,400万円でございます。

10ページの上段をお願いいたします。18款の繰入金、1項1目財政調整基金繰入金で4億7,195万6,000円の減額で、財政調整基金に繰り戻すものでございます。19款の繰越金、1項1目繰越金で5億928万1,000円でございます。21款市債につきましても、1項4目農林商工債で補正額は3,270万円、7目教育債で補正額は1億9,510万円でございます。それぞれ国の補正予算に伴う増額補正でございます。

11ページ、10目の減収補填債で補正額は2,510万円でございます。

以上、一般会計補正予算（第8号）につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**川村委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。冒頭で説明をさせていただきましたとおり、歳出の1款、2款とその歳出に関連する歳入の部分について、質疑を行います。質疑はありませんか。

吉村委員。

**吉村委員** おはようございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

じゃあ、歳出の一番最初の項目のところですが、12ページの2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の18節負担金補助及び交付金です。退職手当特別負担金についてお伺いをいたします。まず、この増額の理由についてお伺いをしたいんですが、恐らく新たに退職が出たものというふうに考えられますけれども、その人数について、まずお伺いをいたします。

続きまして、同じく12ページ、総務費のこの下、職員採用試験委託料というものなんですが、これ外部委託をされていると思いますけれども、その減額の理由についてお伺いをいたします。併せて、現在の受験の状況、これについてもお伺いをしたいというふうに思います。

それから、次の13ページ、総務費の総務管理費の13目地方創生臨時交付金事業費、18節負担金補助及び交付金の公共交通無償化事業補助金というものについてお伺いをいたします。



今回、15万円の増額というふうになりましたけれども、この増額の理由と、それから乗降者数の状況、これについてお伺いをしたいと思います。

**川村委員長** 植田課長。

**植田人事課長** 人事課の植田でございます。よろしくお願いいたします。

まず、退職手当特別負担金の増額の理由でございます。当初、定年退職でございますけれども、4名を予定しておりました。それを当初予算で計上させていただきましたけれども、1名が減ということで、487万5,000円をまずは減額ということと、それから定年退職以外で勧奨で2人、自己都合で3人やめられていますので、1,826万6,000円の増額、それから、任期期間の終了、14名おられますけど、それで163万8,000円の増額、差引きの1,502万9,000円の増ということでございます。

それから、採用試験のほうでございますけれども、まず9月採用でテストセンター方式、当初予算では200人を見込んでおりましたけれども、受験者数が87人ございましたので、決算額が42万1,080円となっております。それから、9月採用の2次試験の小論文試験、こちら予算が50人を見ておりましたけれども、実際の受験者は24名だったので、決算額が7万5,768円となっております。それから、令和5年4月採用でございます。テストセンター方式、予算では300人を見ておりましたけれども、受験者数が165人でしたので、決算額が79万8,600円となっております。それから専門試験、2種類を見ておりました。これはもう2種類そのまま執行しておまして、こちらの決算額が22万4,510円でございます。それから最後、小論文試験、予算100人見ておりましたけれども、受験者数が72名でしたので、決算額として22万7,304円でしたので、決算額の合計174万8,000円から予算額324万7,000円を差し引いた149万9,000円を減額補正させていただくということでございます。

それから、受験状況でございますけれども、令和4年9月採用から、まずご説明させていただきます。9月採用では申込者数が107名、受験者数が90名で、実採用者は11名ということでございます。それから、令和5年4月採用でございますけれども、申込者数が201人、1次試験の受験者数が174人、合格者数が23人ということでございます。

以上でございます。

**川村委員長** 勝真課長。

**勝真企画政策課長** 企画政策課の勝真でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、13ページ、公共交通無償化事業の15万円の増額ということで、この増加の理由につきまして、まずご説明をさせていただきます。この公共交通無償化事業につきましては、コロナ禍での家計の負担増、人流抑制により経済活動が停滞している状況におきまして、地域の活性化などを図るために、令和3年度から実施をさせていただいております。この令和4年度につきましては、当初の見込額よりも利用者が多くございましたので、増額とさせていただいております。また、増額する15万円についてでございますけれども、令和4年度当初の予算におきましては、年間の利用者数を令和2年度から令和3年度の利用者の増加見込みを参考にいたしまして、3万9,000人というふうに想定をいたしておまして、130万円ということで予算を上げさせていただいております。令和4年度の利用者数で

ざいます。当初の想定を上回る利用者がございまして、令和3年度から令和4年度の10月までの増加の実績を見まして、利用者数を約4万2,500人というふうに想定をいたしましたので、145万円が必要となるということから15万円を増額とさせていただいております。

また、乗降者数の状況ということで、お問い合わせがございました。利用者数というところでお答えをさせていただきたいと思っております。コロナに入りました令和2年度につきまして、環状線、ミニバス、予約型乗合タクシー合わせまして、全体で2万9,813名の方にご利用いただいております。また、次の令和3年度におきましては、3万4,662名の方にご利用いただいております。令和2年度から比べまして116%、約16%増加しているという状況がございました。また、令和4年度の見込みということで上げさせていただいております4万2,567名、こちらに対しましても増加が122%、約22%増加している状況ということでございます。以上でございます。

**川村委員長** 吉村委員。

**吉村委員** まず退職手当特別負担金につきまして、皆さん、結果的に退職されるには、今も幾つか理由をおっしゃいましたけども、特に自己都合でやめられる方につきましては、それぞれのライフプランみたいなものがありますので、これは一概には言えないんですが、例えば、自己都合でやめられる退職者が、次のステージで自分の夢か何か実現したいということでやめられるのであれば、これはやむを得ないことだと思いますが、職場に例えば不満があるとか、例えば仕事にやりがいを持っていないなどが理由であれば、対応が必要じゃないかなというふうに思います。対応には2段階あると思うんですけど、1つは退職時の対応、慰留とかも含めましてそういう対応、それからもう一つはそれに至るまで、職場環境の整備、これについてはやっておられると思うんですが、これについてはいかがでしょうかということが1つ目の質問です。

それから、職員採用試験の委託料につきましては、人数についても丁寧にご説明いただきまして、ありがとうございました。かなり狭き門だなというふうなことをちょっと今、印象受けたんですが、今回のこの試験の方法を委託を実施されているということは、コロナ対策も含めて、これされているというふうに思うんですが、このような方法に変えられたということについて、効果、その辺りはどのように出ているとお考えでしょうか。

それから、公共交通の無償化のほうなんですけど、今見ましたら順調に数が増えているというふうに、今年度も、令和4年度も見込みとして4万2,500人が見込まれると。令和2年度が3万人弱でしたので、今のご説明によりますと、ということです。この交付金をつけられているということは、乗客の利用者の増を図ろうというのが目的だったと思いますので、そういう意味ではおおむね達成できているかなと思うんですが、これにつきましては、理事者側としても効果があったというふうにお考えなのかどうか、それちょっとお伺いいたします。

**川村委員長** 植田課長。

**植田人事課長** まず、残ってもらう努力をしているのかというところでございますけれども、担当部署や人事課のほうでも慰留には努めさせていただいております。いずれも個々にやむを得ない事情により退職に至ったものでございますけれども、人手が足りていないというのは実感

としてございますし、貴重な人材でございます。何度も話し合いを重ねておりましたけれども、最終的には本人の判断を尊重した結果ということでございます。場合によっては、市長も慰留に努めていただいたこともございましたけれども、残念な結果になっておるといところでございます。

それから、職員のケアづくりですけれども、人事課のほうでは、職員から仕事上の相談は適時受けております。時間中に相談に来づらい場合は、休日夜間にも相談に乗っておりますので、何かありましたら気軽に相談に来ていただけたらと思っております。また、来年度から係長制度に伴う原課での相談体制やメンター・メンティー制度も活用しながら、職員が働きやすい体制づくりを行っていきたいと考えております。

それから、テストセンター方式に変えましたけれども、その効果でございます。令和3年4月採用から、コロナ対策としてテストセンター方式を採用しております。指定期間内の希望日に希望する会場で受験できるテストセンター方式で実施することで、分散受験が可能となり、受験者の感染機会を削減し、感染リスクの軽減を行っております。また、希望する日程、希望する会場で受験できることから、広く全国から受験が可能となったことによりまして、受験者数が大幅に増えており、より優秀な人材を採用する機会が増えているということでございます。

以上でございます。

**川村委員長** 勝真課長。

**勝真企画政策課長** 企画政策課の勝真でございます。

効果というところで、お問い合わせをいただいております。令和3年度、令和4年度の中ではコロナの感染拡大の状況もあった中では、環状線ルートの利用というのが大変多くございました。特に、大和高田市立病院前の利用者が増えているということと、また、ワクチン接種会場への移動手段としてもご活用いただけたのではないかとこのふうに見ております。また、コロナ前の状況には徐々に近づいている状況ではございますけれども、日常生活利用というのがだんだん戻ってきているというふうに見ておりますので、この事業に対する効果というのは、あったというふうに考えております。

以上でございます。

**川村委員長** 吉村委員。

**吉村委員** 今、職員のちょうど入るところと出るところに、ちょっとたまたま今気がついたんですが、質問をさせてもらいまして、お答えもいただきました。市としては、今、課長おっしゃいましたように、貴重な人材ですので、やっぱりそういう方が残って、市のために、行政のために尽くしていただくということが大事だと思います。市長も慰留もされているというふうに今お答えありました。職員が目的とやりがいを持って仕事に取り組んでいただきますよう、引き続き職場環境も、更にまた改善よろしくお願いをしたいと思います。

それから、あと、入るほう、こちらにつきましても、これも全国から受験者も増えたというふうなことで、テストセンター方式ということで、これ私いいなと思うのは、いわゆる試験というのは公平性というのが大事だと思いますので、これがきちっと担保されているんじ

やないかなという印象を受けました。また、こちらのほうについても優秀な方に入っていただけですよう、引き続き努めていただきたいというふうに思います。

それから、あと公共交通のほう、これについても効果があったというふうにおっしゃいました。私もそのように思います。これまた、次年度の当初予算にも上がっていると思いますので、これについては、あした、お伺いをしたいと思います。

以上です。

**川村委員長 奥本委員。**

**奥本委員** おはようございます。よろしく申し上げます。今の吉村委員の関連になります。13ページ、公共交通無償化事業、18節のやつ、これについてのまず関連が1つと、もう1点、あとは後ほど質問させていただきます。

まず、この公共交通無償化事業のことなんですけども、コロナで今回、ワクチン接種会場の移動とか、大和高田市立病院のほうへの移動で利用があったということで、その増ということなんですけども、コロナの接種に関しては、国のコロナ対策が、この5月ですか、変わります。それに伴って、そこのワクチン接種会場の利用がどれくらい伸びるかにもよるんですけども、やっぱりここは、果たしてこれだけ必要なのか、金額知れてるんですけども。それ以前に私言いたいのは、そもそものこの事業の目的というか何だったかというところを言いたいです。以前のときにも言いましたけども、やはり、そもそもは地域の公共交通のバス、路線バスが、やっぱり収支がもう合わなくなって撤退したというところから始まっているわけなんです。住民の足、移動手段を確保するというところから、まず、そこの以前あった、従前あったバスルートを確認する。それに伴って、国が地方創生でコンパクトシティという概念を立てました。施設を集約した形で、そこを結ぶルートという形で、地域公共交通の導入を促しました。それに伴って葛城市は公共交通の協議会ができて、バスのいろんなルートができたわけです。いろんな変遷あって今に至っているわけなんですけども、ずっとこの間、やはり利用者の増がなかなか思ったように伸びないというところが1つ課題だったと思います。今回コロナというのがあるって、無償化に至りましたけども、やはり1つには利用者を増やすというところが影の目的であったわけなんですよ。そもそものところの言いますけども、これ基本的な方針として、公共交通のところ載っているところですね。葛城市地域公共交通計画、基本的な方針として、住みよいまちを支え、にぎわいや活力の創出に寄与する、地域公共交通の実現なんです。このにぎわいや活力の創出というところが、どうも私見えてこないんです。こういうにぎわいをやりたいがために、こういう予算を追加します、補正しますというのは分かるけども、今現状、無償化のやつの利用者増えていますからというのやったら、ちょっとやっぱりどうも後ろ向きなんかなと。ほんなら、これもうちょっと当初予算に関わるところなので、あんまり深く言いませんけども、ちょっとそこの当初の目的を、やっぱりちょっと違う方向に予算づけが、この間来ていたのかなと。やっぱりコロナの状況が変わってきたということもあって、今後のところで、そういったところの対策を考えていらっしゃるか。ちょっとこれ、先の話になって申し訳ないんですけど、今は今でこれでやって、この補助金が無償化というのを、やっぱり、この場でお答えいただけるかどうか分からない。

続けていくかどうかというところを、まずちょっと確認だけしておきたいんです。

それからもう一つ、その上の9目企画費、12節委託料の国際交流事業委託料62万8,000円減額になっております。これはもうコロナの影響で国際交流できなかったというのは分かるんですけども、この委託料、そもそもこれどこに委託されているところなのか。これというのはコロナで実際の動きはできなかって、その間、動けることはあるのかなという気はするんですけども、その委託先がどういったところで、どういう計画をそもそも持っていらっしやったかというところをちょっとお伺いしたいと思います。この2点お願いいたします。

**川村委員長** 勝真課長。

**勝真企画政策課長** 企画政策課の勝真でございます。

まず、この15万円の増額のところでございます。先ほどちょっとご説明をさせていただきました算出の根拠というのは説明のとおりでございますけれども、最近ちょっと2月末までの利用者数というのが、状況の報告というのがございました。全体での利用というのが、3万9,041人ということで、2月の末まででこのような数字出ております。ですので、ちょっと余裕を見て算出しているところはございますけれども、費用的には不足するというところで、予算を上げさせていただいているという状況でございます。

また、2点目でございます。公共バスの目的というところで、お問い合わせいただいておりますけれども、目的、おっしゃっていただいておりますのは、地域公共交通計画にも記載させていただいておりますように、住みよいまちづくりというところ、また、利便性の向上というところを目的として、いろいろ検討させていただいております。令和3年度にこの地域公共交通計画というのを策定させていただきまして、令和4年度から令和8年度まで、どのように利便性の向上でありますとか、計画を立てていくのかというところで、令和4年度につきましては、利用が低迷している路線についていろいろ見直していこうというところで、交通活性化協議会のほうでもご協議をいただいているところでございます。予約型乗合タクシーの利便性の向上に資する施策というのを今検討しているところでもございますので、今後も、利用者の方、利用しやすい方法というのをいろいろ模索いたしまして、検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**川村委員長** 国際交流事業について。

勝真課長。

**勝真企画政策課長** 国際交流のところでございます。令和4年度につきましては、東アジア地方政府会合に参加する目的で予算を計上させていただいております。今年度は、インドネシア、バンドンにおいて会議を開催されましたけれども、市のほうで、他の公務と重なりまして参加を見送ったことから、予算のほうは減額とさせていただいております。委託料のほうにつきましては、現地のほうでの通訳、また移動に対する委託料ということで計上させていただいておりますけれども、こちらのほう、参加を見送っておりますので、どの業者というところでは委託は決めておりませんでした。

以上でございます。

川村委員長 よろしいですか。

奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。まず公共交通のところ、もうおっしゃっていることは重々分かっているんです。ただ、この計画にも入っているんですけども、抱える課題というのをわざわざ挙げてらっしゃるじゃないですか。その中で、通学・通勤・病院などの市外移動への利便性向上ってこれあるんです。この中でも実際のところは通院が主であって、これ通学とか通勤に使っていらっしゃる方はまずいないかなという気はするんです。それと、高齢者、山麓部住民等の移動の手段の確保と、これも高齢者の移動としては、ある程度目的達成できているのかなと思いますけども、山麓部のところ、これはやっぱり路線ルートも本数減ったりとか、ルートも変わったりしてきております。そこに対してもやっぱりこの辺が、当初の目的から外れているような感じします。それと、文化・観光拠点間を結ぶ移動手段の確保として、こういった目的というか課題があって、それを解消するために方針というか定められているにもかかわらず、やっぱりそこはちょっと達成できていないと私は思うんです。だから、そういうところを今後、実現するにはどうしたらいいかという、そういう提案というか予算計上していただいたら、もちろんもっとこれについては、もっとこうやってくれということでも予算も増額もできるんですけども、ちょっとやっぱり後ろ向き過ぎて、本来のこの事業の意味というのをやっぱりちょっと考えていただきたいと、これはちょっと、今日はこれぐらいに置いておきますので、お願いいたします。

それから、国際交流事業の件、承知いたしました。海外の東アジア地方政府会合に参加するための通訳と移動に対する委託料ということです。これも事業の委託なので、できたら事業自体をある程度プランニングしてくれるような、それ、方なんか会社なんか分かりませんが、そういうところのお金使っていただきたいなと。確かにこれはもう委託料というか要するに手数料ですね、今おっしゃっている話でいくと。だから、そういうのはもう経費として見たらいいことであって、やはりこの事業のそういう専門知識を生かした、例えばこの国とこの国をネゴシエーションする、そういう専門の方に委託するとかやったら分かるんですけども、ちょっとこう意味合いが違うかなと。金額も、これも知れているんですけども、やはり真剣に取り組む気があれば、そういった強力なパイプを持っている方との、そこに委託をお願いするとかいうところにお金を使っていただきたいと思います。もうそれで結構です。

川村委員長 また、先ほどの公共交通の今後の目的等については、本予算のほうで聞いていただければと思います。

ほかに質疑はありませんか。

坂本委員。

坂本委員 皆さん、おはようございます。若葉マークなのでよろしく申し上げます。

12ページ、1項総務管理費の1目一般管理費の一番下の各種相談事業（クリーンセンター）の訴訟弁護士委託料が220万円かかっております。このクリーンセンターに係る訴訟というのは、私の勉強不足でちょっと分からないのでお聞きするんですけども、どういう訴

訟が行われていて、市はどういう立場なのか、その弁護士は顧問弁護士に払うもんなのか。  
この訴訟に関してちょっとお聞きしたいと思います。

川村委員長 石橋所長。

石橋クリーンセンター所長 クリーンセンターの石橋です。よろしく申し上げます。この裁判の概要の説明をさせていただきます。

令和2年11月20日付で、葛城市が締結した業務委託契約、委託名、葛城市クリーンセンターリサイクル施設運転管理及び資源ごみ収集運搬処理委託業務に対し、原告葛城市民であり、当該業務の前受託会社の関係者が、葛城市長を相手取り、令和3年4月19日付で、奈良地方裁判所に提訴し、令和4年12月13日付の判決で、原告らの請求が棄却されたことに対する控訴審となっております。

なお、弁護士につきましては、当市顧問の川崎弁護士事務所となっております。

以上です。

川村委員長 坂本委員。

坂本委員 ありがとうございます。第1審は、原告の要望は棄却された。その控訴審にかかる弁護士費用であると。これが、市は訴えられているということで、控訴審をされたんで仕方ないんでしょうけれども、この裁判の見込みというのは分かるものなんでしょうか。どういう感じで今、推移しているものか分かりますか。

川村委員長 石橋所長。

石橋クリーンセンター所長 今後の見込みとしましては、第1審と同じように、葛城市の主張を通していくということになっております。1審は、先ほど言いましたように、勝訴させていただいておりますので、それと同じような形で進めるものと考えております。

以上です。

川村委員長 坂本委員。

坂本委員 分かりました。では、引き続き、市の主張を弁護士を通じて主張していただくようお願いいたします。

川村委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 歳入について、幾つかお伺いいたします。7ページのところです。1款の市税ですけれども、個人及び固定資産税ともに増額しております。その理由についてお伺いいたします。

それから、ちょっとページが少し飛びますけども、8ページ、ちょっとこれは歳出との関係がよく分からないので、もうここで聞くしかないので、ちょっと聞かせていただきたいんですが、14款国庫支出金の2項国庫補助金、1目の総務費国庫補助金のところで、地方創生臨時交付金が3,200万円余り歳入として入っていますけど、これは歳出のどの財源として使われることになっているのか。なぜこの交付金が、歳入、今この時点で入ってきたのかのことも含めて、ちょっとお願いします。

それから、11ページになります。これ、21款市債のところなんですけれども、10目の減収

補填債というのが、当初予算ではゼロだったんですが、今回補正で減収補填債という形で上がっております。この減収補填債というものがそもそもどういうもので、今回どうしてこういうことで歳入として上がっているのか、その理由についてお伺いします。

以上3点お願いします。

**川村委員長** 椿本課長。

**椿本税務課長** 税務課の椿本です。よろしくお願いいたします。個人住民税の所得割の増額について、ご説明申し上げます。

当初の予算におきましては、15億3,800万円で計上のほうをさせていただいたところですが、当初予算額の積算根拠といたしましては、所得割につきましては、総合課税、分離課税分ともに国の見込み等を参考にいたしまして、令和3年度の決算見込額に2.5%の伸び率、また、新型コロナウイルス感染症の影響を危惧いたしまして、見込みといたしまして、マイナスの2%を盛り込んだ数字と当初はなっていて、計上させていただいたところなんですけど、実際、課税のときに調定上げてみますと、16億2,000万円の調定が上がってきておまして、この数値を参考に徴収率を乗じまして、決算見込額を15億7,400万円と考へまして、その差額3,600万円を補正予算に計上いたしましたところでございます。

次に、固定資産税でございます。今回の補正予算額につきましては、1月時点の徴収率を98.66%というふうに、土地、家屋、償却資産の調定額に乗じて積算をいたしております。当初予算におきましては、徴収率を、これもコロナの影響を考へまして98%という徴収率を見込んでおりましたが、98.66%と直近でなりましたので、補正をさせていただいたところでございます。個別要因といたしましては、土地家屋につきましては、当初予算の積算率におきましては、評価途中の物件があった等、一部見込めなかったものもございましたので、それが年中に上がってきたところでございます。償却資産におきましては、当初、新型コロナウイルスの影響による税額の減少を大きく見込んでおりましたが、実際は、その減少幅というのは少なくなったことが理由となっております。

以上でございます。

**川村委員長** 勝真課長。

**勝真企画政策課長** 企画政策課の勝真でございます。私のほうからは、8ページでございます。地方創生臨時交付金3,232万5,000円、こちらの歳入につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、令和4年度に交付されました地方創生臨時交付金の交付限度額、交付額でございますが、全額で4億3,659万7,000円でございます。この3,232万5,000円につきましては、これまで歳入予算に計上しておりました予算額4億427万2,000円の交付限度額に対する残額を計上しているというものでございます。どの事業に充てているのかということでございますけれども、これまでに、一般財源の歳出予算として計上している事業に対して充当しているというところがございます。令和4年度の地方創生臨時交付金につきましては、交付限度額全額を歳出予算の各事業に充当させていただいております。

以上でございます。

**川村委員長** 内蔵課長。



**内蔵財政課長** 財政課の内蔵です。よろしくお願いいいたします。私のほうからは、減収補填債2,510万円、こちらのほうについて説明のほうをさせていただきます。

減収補填債と申しますのは、現在の地方税の収入見込額と7月の普通交付税の算定、計算に用いられた金額との差を是正するために発行される地方債でございます。景気等により、税目によっては額の変動が大きく、毎年7月の普通交付税の算定時に見込まれた金額と実績額とが大きく乖離する場合があります。その差を是正するために発行される地方債となっております。今年度につきましては、減収補填債の対象というのが、市民税の法人税割と利子割交付金と法人事業税交付金と、この3項目がこの減収補填債の対象となっておりますけれども、今年度につきましては、本市におきましては、利子割交付金の分といたしまして420万円、市民税法人税割といたしまして2,090万円、合わせまして2,510万円の減収補填債としております。

以上です。

**川村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。1つは市税のほうで、償却資産のほうについても、これは当初の見込みと比べての話で、特に企業が来て、償却資産が大きく伸びたというふうなことではないということでもあります。最後にありました減収補填債も、法人税の法人住民税等の当初見込みより減ったということなので、まだまだ大変なのかなと。地域経済のほうについても、ちょっとそういう感じで、私ちょっと希望的観測として、償却資産が増えたのだと思ったんですが、分かりました。ありがとうございます。

それから、もう一つちょっと追加の質問なんですけれども、地方創生臨時交付金の、この支出先、各事業に充当していますということだったんですけど、今回補正予算としてこの3,200万円余りが、どの歳出のどこに入っているんかちょっと教えていただけませんか。ちょっとこれ議論ができない。全体に何か入っているような感じで言われたんですけど、今度の補正として出ているわけですから、この補正予算のどこに入っているのか。ちょっと今の説明では、私よく分からなかったもんですから。

**川村委員長** これ、多岐にわたるものですよ。勝真課長ね。すぐその内容説明というのができますか。できなかつたら、後ほど言っていただくということで。その処理できますか。

勝真課長。

**勝真企画政策課長** 今回の補正予算書の歳出のところにあるものに全て充当しているというのではなくて、これまでに一般財源として、当初予算でありますとか、歳出事業として計上させていただいていたものにそれぞれ充当しているというものでございますので、今回この補正予算書の歳出の中で、これに充てているということのご説明というのは……。

(発言する者あり)

**川村委員長** 例えば財政調整基金とか、そういう繰入金の中で微調整しているとか、要するに歳入歳入の中で触っている部分というのをちょっと言うていただければ納得するのかなと思うんですけど、財政課どうですやろ。要するにここで合わなあかんということだよ。どこかで調整しないとあかんということですね。

谷原委員。

**谷原委員** 先ほど説明ちょっと分かりにくかったのであれなんですけど、私が理解しているのは、補正予算として歳入がありますと。歳出もありますと。金額、歳入歳出合っているわけですから、歳入として入った地方創生臨時交付金のこの金額が歳出のどこに当たっているか、合わせないとあかんから、どこに入っているかというふうにお聞きしたんです。ちょっとそれがもう一つ、今の説明では理解しがたいので、ちょっと分かるようにご説明お願いします。

**川村委員長** ここでちょっと暫時休憩いたします。再開は追って連絡いたします。

休 憩 午前10時27分

再 開 午前10時33分

**川村委員長** 休憩を解きまして、会議を再開させていただきます。

先ほどの谷原委員の質疑に対する答弁を求めます。

内蔵課長。

**内蔵財政課長** 財政課の内蔵です。よろしく願いいたします。

ただいまの谷原委員のご質問ですけれども、例えばで申しましたら、13ページの地方創生臨時交付金事業費、こちらのほうをちょっとご覧いただきまして、一般財源のほうマイナス607万4,000円と出ております。こちらにつきましては、去る11月の臨時会で補正させていただきました食料支援に係る消耗品費が200万円、それから電子黒板の購入費の追加分といたしまして407万4,000円、これを合わせまして607万4,000円になるんですけれども、この追加補正分につきましては、一般財源扱いとさせていただいておりました。今回、地方創生臨時交付金の総額が固まったということで、そこに地方創生臨時交付金を充当しておりますので、一般財源が607万4,000円助かって、国庫補助金のほうに新たに607万4,000円が追加されると、そういった仕組みになっています。

以上です。

**川村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** よく分かりました。私はちょっと補正で地方創生臨時交付金として入ったので、それが何らかの新しい事業としてあるのかなというふうに思っておりましたので、ちょっとそういう質問になりましたけれども、これまで行われた地方創生臨時交付金事業の補正という形になっているということで理解いたしました。ありがとうございます。

それから、減収補填債についてもよく分かりました。ありがとうございます。

**川村委員長** ほかに質疑はありませんか。

西川委員。

**西川委員** おはようございます。私からは12ページの2款の1項4目、市有財産管理事業、その工事請負費1億583万1,000円、これ先ほど説明の中で契約差金というふうにあったんですけど、かなり大きい額が差金として出ているということなんですけど、これ予定価格であったりとか実際契約された価格というのが、どんな形であったかというのをちょっと教えていただきたいというのと、次に、13ページの2款2項の1目、ふるさと応援寄附事業なんですけど、これの歳入のほうでは2,400万円増えているんですけども、この歳出のほう1,200万円出してお

ります。このポータルサイト掲載手数料226万円、ふるさと応援寄附事務委託料964万4,000円の、これ内訳をちょっと教えていただきたいなと思います。以上2点です。

**川村委員長** 吉田室長。

**吉田庁舎機能再編推進室長** 庁舎機能再編推進室の吉田です。どうぞよろしくお願いいたします。

西川委員の1点目のご質問で工事請負費の金額のことになりますけれども、こちらは、今年度、予算執行の状況を把握した中での不用額、入札執行残を減額するものでございまして、当初予算では約2億4,800万円ほどの当初予算を計上しておりました。実際に入札を行う際には再度積算を行いまして、予定価格を約1億5,800万円で見込んでおりました。実際に入札をいたしました結果、入札の落札価格が1億4,200万円ほどになっているというところで、当初の予算額を令和3年度の設計業務委託で見込んだんですけども、それが約2億4,000万円ほどでした。実際に入札をする際には、再度精査をした上で予定価格を設定し、入札を執行したものでございます。

以上でございます。

**川村委員長** 竹内課長。

**竹内商工観光プロモーション課長** 商工観光プロモーション課、竹内です。よろしくお願いいたします。

ふるさと応援寄附事業ですが、歳入の50%が返礼品やその送料または手数料として歳出を行っております。歳出を2,400万円追加させていただくため、その追加分の50%の歳出分として1,200万円の増額をお願いするものでございます。クレジット決済手数料でございしますが、当初予算が96万円に対しまして、105万6,000円の見込みをしておりまして、9万6,000円の増額補正をお願いします。それから、ポータルサイト掲載手数料のほうですが、390万円の当初予算に対しまして、616万円の見込みをしておりまして、226万円の増額補正をお願いするものでございます。そして、事務委託料としまして、こちらは委託料、返礼品運送代になりますが、こちらは2,714万円の当初予算に対しまして、3,678万4,000円の見込みでございまして、964万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上です。

**川村委員長** 西川委員。

**西川委員** まず、當麻庁舎の機能再編、これ解体の分やと思いますねんけど、ちょっとその見込みが1億円も離れているって、これちょっと当初で枠組みを組むとしても、あまりにも大きい、ちょっと離れ過ぎなのと違うかなというところを感じます。というのも、それは枠取ろうという、この事業をしていくって足らんかったらあかんというのはよう分かるんですけど、1億円というたらかなりの額やと思うので、これはちょっと、やっぱりある程度もうちょっと専門、設計出す前に、ある程度どんなもんやというのを聞ける人に、専門家に聞ける人とかに聞いてもらうなりしやんと、この1億円、ほかの事業に使えるかもしれませんやんか。そう言うたらね。というところは、ちょっとこれからやっぱり考えていかなあかんのと違うかなと思いますね。結局、予定価格は、それは設計予算出して、積算して、それニアリーな形になっていると思うんですけど、その落札価格もね。そやけど、最初の予算組みの枠につ

いては、ちょっとこれ、どういうふうに決められたかというのも、これ答えられるんやったらちょっと答えていただきたいと思います。

それと、ふるさと応援寄附事業の件なんですけども、これポータルサイト、390万円から616万円になるんですけど、これ、内訳で教えてほしいのは、何個のサイトでやられているかというのをちょっと聞きたかったんです。返礼品とかの事務委託料なんですけど、これも、結局、僕ちょっと言いたいのは、歳入のほうで2,400万円あって結局半分になるわけじゃないですか。これってそういうシステムになっているのかね。要はどういうこの委託契約になっているのかというのを、結局ばつと頑張っけて寄附をいろいろしていただいたとしても、結局半分になっちゃうということ。これもう変えられへんような形なんかという、ちょっとそこを聞きたかったんです。いけますかね。

**川村委員長** 吉田室長。

**吉田庁舎機能再編推進室長** ただいまの質問にお答えさせていただきます。

かなり当初予算額と実際の契約金額に差が生じているということでございますけれども、当初の予算の編成時には、設計業務の委託を行うに際して、アスベストやPCBなどのリスクを想定した内容で業務委託を発注し、設計金額を設けたものであります。その上で、入札を行う際には再度積算をして、契約に至ったという経緯でございます。

以上でございます。

**川村委員長** 竹内課長。

**竹内商工観光プロモーション課長** 商工観光プロモーション課、竹内でございます。

ポータルサイトのほうでございます。昨年度まで、楽天、ふるさとチョイス、それからふるなびの3つのサイトで運営しておりましたけれども、令和4年度中に新たに6つのサイトを増やしました。それで、今9つのポータルサイトでしておりますが、全体の楽天のほうのサイトが37.5%、それからふるさとチョイスが25.4%、さとふるが14.7%、ふるなび13.9%、あとの5つのサイトが大体各2%前後となっております。5つのサイトがa u P A Y、それからセゾン、ANA、マイナビ、ふるさと本舗ということになっております。

それから、事務委託料のことでございます。ふるさと応援寄附金のルールがございまして、寄附金の5割以下に募集経費を抑えないといけないということになってございまして、これには返礼品が3割以下ということになってございまして、その中で委託をしておるところでございます。

**川村委員長** まだ続きありますか。

**竹内商工観光プロモーション課長** そうですね、その中で、ポータルサイトの掲載手数料や、それから運送料と、あと……。クレジット決済手数料と事務委託手数料となっております。

**川村委員長** 西川委員。

**西川委員** 分かりました。ふるさと応援のほうは理解させてもらいました。これ5割以下に全部、委託料は抑えなあかんと。そういうルールがもう決まっているということですね。ほんで、なおかつポータルサイトもそこに入れ込んでも5割になっていますので、かなり頑張っていたというところで評価させてもらったらええということですよ。分かりました。

そやから大体もう半分ぐらいになっちゃうということですね。頑張ってもね。もっともっと、そやから、僕の感覚でいうたら、2,400万円、歳入で出てきて、やっぱりもうちょっと抑えられるのと違うかなと思ったら、結構抑えてもらっているという認識で聞かせていただきました。

それとあと、庁舎再編のほうなんですけども、アスベストとPCB、もともとあるかもしれへんみたいな形で考えられていたということなんですけど、これも1億円というたらかなりの額やと思うんです。それを見込んでたとしてもね。ただ、そやし、ほんで、年代である程度分かりますよね。そのところというのは。ちょっと聞いてもらって、ほんで、それは最終的にはきっちり調査をせなあかんんですけど、これいつもどこの行政も一緒なんですけど、分からんまま出してしまうんですよ。そういう形って。ただ、でもやっぱりある程度年代であるとか、それで把握しとかんとあかんと思うんですね。これ出すときにね。だから、ちょっとやっぱり分かっている方に専門家なりに、ちょっと聞いてもらうとかね。ほんで、ほかのところにも、もうだいぶそういうふうな解体とか進んでいますので、そういうのも参考にして、ちょっと出してもらわんと、これ1億円のやっぱり枠というたら結構大きいと思いますので、やっぱりちょっと、そこら辺をもうちょっとシビアに、そら、建築主事とかもちろん行政いないんですけど、もうちょっとシビアに分かる方がやっぱりおらんなあかんのと違うかなと。もうちょっと、そのやっぱり1億円というのは大きいので、やっぱり違う事業にも使えたりしますので。それはちょっとまたお願いしておきます。

以上です。

**川村委員長** ほかに質疑ありませんか。

奥本委員。

**奥本委員** ただいまの西川委員の質問の2点に対しての関連で、お願いいたします。

まず、庁舎のほうですね。工事請負費、アスベストやPCBのリスクを想定したという、それで、最終的にその予算が落札価格を下回ったということでしたけども、まず言いたいの、見込み、積算がこんなに甘くていいんです。やっぱりそこは、やはり原課のほうで、それなりの知識を持った方、動員する、何の方法でもいいんですけども、もう少しこの乖離の幅を小さくしてほしい。それまず要望です。

それと、これちょっと本当は決算のほうで確認すべきところやけども、庁舎の解体後に土俵ができていますよ。土俵、皆さんご存じですか。あれ、何にも議会は聞いてないんですけども、この要するに確認したいのは、余ったお金であれを造らしたんで、どっから出てきているお金なんですかね。庁舎関係のところかなと思うけど、工事請負費は我々聞いているのは解体費用だけだったと思うんですけども、そういう何か違った使い方されているんじゃないかという、ちょっと決算の関係になってしまうかもしれんけども、ちょっと今の段階でそれ確認しとかないと、大甘の見込み立てて、最終こんだけ減りましたと言うんやったら、ようやくというふうに見えるけども、実は違うところでお金余ったからこういうところに使いましたってなっていると困りますので、ちゃんと積算行われて、それとそういう余計なところに使われてないかということも確認しとかないと、ちょっと我々予算に対しての補正

も含めて判断できませんので、そこをちょっともう一度、あの土俵というのは一体何なのかというのを踏まえてちょっと回答をお願いします。

それと、ふるさと納税ですけども、もうポータルサイトを使うとやっぱり手数料かかるのはもう当然なので、それはもうそれでいいんですけども、私、以前から言っている企業版ふるさと納税です。これについては、令和4年度の市長の施政方針でふるさと応援寄附事業の振興に取り組んでいくという、そういうふうに述べていらっしゃるので、これ実は、令和4年度予算編成方針について、総務部長から葛総第255号で令和3年10月19日に通達が出ております。その中で、やはりふるさと応援寄附のところで、企業版ふるさと納税、これも考えるという、あらゆる創意工夫を行って、財源確保を図る努力を望むという通達が出ております。個人のふるさと納税と違って企業版の場合、返礼品要らないんですよ。要は、個人でやった場合は返礼品を返さないといけないから、その分また更に財源使っていかなきゃあかんけど、企業版の場合、それ要らないんですが、企業にとっても、減税のすごいメリットがあるということで、何回も申します。これ令和6年までの時限措置なんです。延長するか分かりませんが、今年度、当初では勉強会をやってらっしゃる、この新年度予算でまた出てきますけど、勉強会やったらそれを何で反映してないかというところを言いたいです。だからその辺の、これはあくまでもふるさと応援寄附事務委託料ですけども、その委託の中には、企業版というのも含めてこなかったのか、勉強された結果がどうやったかというところをちょっと確認したいと思います。

**川村委員長** そうしたら、まず庁舎機能再編推進室やね。吉田室長。

**吉田庁舎機能再編推進室長** ただいまの奥本委員の1点目の質問についてお答えさせていただきます。

この旧当麻庁舎の解体工事に伴いますその跡地の利用につきまして、各委員会のほうでも、一般駐車場として整備を行いますという答弁をさせていただいたところなんですけれども、その中で跡地の使用に関して、次の在り方を決定するまでの暫定的なものということで、当初はクラッシャーによる造成で設計をしておりました。しかしながら、内部でもいろいろと相談を話をしながら、少しでも子どもたちが集まって遊べるスペースへと生まれ変わることで、次の跡地の在り方につながるヒントが見つかるのではないかと、また、今後、当麻庁舎周辺でイベントを開催する際にも使用できるということを考え、整備を行いまして、同じ工事契約範囲内で、子ども用の土俵の土のエリアを設けさせていただいた次第です。

なお、この工事契約金額の範囲内での措置ということになりますので、特に別のところから財源を持ってきて整備をしたということではございません。また、この整備、土俵を造ったという整備については、請負していただいた業者のサービスでさせていただいたというものでございます。

以上です。

**川村委員長** 勝真課長。

**勝真企画政策課長** 企画政策課の勝真でございます。企業版ふるさと納税ということで、ご質問いただいております。また、今年度の取組ということで、ご説明をさせていただきたいと思っております。

令和4年度につきましては、奈良県と市町村の38市町村ですけれども、連携いたしまして、企業版ふるさと納税連絡協議会というところで活動させていただきました。令和4年度につきましては、PR動画の制作でありますとか、PRパンフレットの制作というところに取り組みしております、個別のマッチング会というのがいろいろ数回開催されている中で、一度参加もさせていただいているところがございますが、今のところ寄附をいただいている企業というのは、葛城市の中ではないという状況でございます。

以上でございます。

**川村委員長** 奥本委員。

**奥本委員** まず、その土俵の件、ほかからその予算を取ってきたわけではなくて、これあくまでも受託された事業者のサービスだったと。このねえ、サービスで全く関係ないやつを造るというののどうかと思いますよ、私。その分あったら、もっと安く抑えてくれと言うべきやと思います。それと、これ造ったのはいいけど、物を造ってしまうと、その管理というのはどうするんです、これ。その管理どこがやるか、そこに対してまた費用かかりますよ。そんなのそれ、どこで予算上げてくるんですか、今後。こういう本来ないやつ造って、それをあと分からんというのは、ちょっとこれどうかと思います、私。この予算の使い方としては、それはおかしいと思うんですけどね。いかがでしょうかね。そこちょっと見解をお願いします。

それから、ふるさと納税、これ、県のほうで勉強会されているって分かるんですけども、やったところで、これってはっきり言ってアイデア勝負なんですよ。もう今のふるさと納税、副市長も頑張ってください、葛城市のいろんな物産をつくって、そのポータルサイトに掲載して、それで伸びているわけなんです。よそと一緒にやったやつにどんだけそういう差別化できますか。もう既にこんな県内そんな勉強会していると思う。明日香村なんかもうどんどんこれ取っているわけなんですよ。地方創生の係るような内容で、まちづくりに使えるわけなんです、これって。葛城市は人材派遣型で1回使っていただきましたけども、その次がないのが非常にもったいないです、私。せつかくいい制度で、もう本当にいろんなところに使える制度ですから、ふるさと納税の額だけを追求するんじゃなくて、やっぱり市にとってどんだけ残るかということも踏まえたら、企業版というのはこれ非常に有効ですから、そこをもう勉強会とかプロモーションビデオつくったところよりも、葛城市かどうやるかということ踏み込んでいただきたいんですが、これはもうまた予算のところ要望しますので、これについては、もうこれで結構です。土俵の件だけ、再度お願いいたします。

**川村委員長** この予算の使い方についてのご説明ですが。

吉田室長。

**吉田庁舎機能再編推進室長** ただいまの質問についてですけれども、旧當麻庁舎の跡地の整備については、一般駐車場ということを説明させていただいた中で、こういった土俵というものを急に造ったということについては、説明不足だったのかとは思いますが。ただ、予算の執行につきましては、通常正当な予算の使い方をしたと思っております。

それから、その後の管理になりますけれども、庁舎の跡地ということで、今、庁舎機能再編推進室も課が設置されておりますので、私どもの課と、庁舎に関することにつきましては

管財課が主担当になりますので、そちらのほうと、万が一その跡地の土の部分で草が生えたりだとかいうことが生じた場合は、庁舎機能再編推進室のほうと管財課のほうで対応させていただきたいと思っております。土俵の管理につきましては、その部分を一般に公開……。

(発言する者あり)

**吉田庁舎機能再編推進室長** 土俵の管理の部分については、特に費用等は発生しません。

以上でございます。

**川村委員長** 奥本委員。

**奥本委員** 言いつ放しですけども、跡地を有効活用したい、なおかつ子どもたち喜ぶというのは、そこは私もう評価しているんです。いいんやけども、そういうちょっと話にないことは突然出てくるということはやめて、一言でも言っていただいて、これをこういう活用するんですよとか説明あったら、しかも、それほかの職員で知らない方ほとんど、これ一体、突然できたけど、誰のどこが見るのかなという、思っていらっしゃる方もいらっしゃるわけなんです。管理費用かからないということやけども、市民が使う施設、施設という小さな土俵やけども、やっぱり使ったらそれなりに荒れたりしますよ。やっぱりその管理というのが必要になってくる。もしそれで管理せえへんがために、何か事故起こったりしたらどうするんですかって、そこを言いたいんです。だからやっぱり先を見越して、そういう目的外使用というたら、もう範囲内とおっしゃっているのもそれ言いませんけれども、やっぱりちょっとそういったイレギュラーな使い方をやめてほしいなということをやっと要望しておきます。もうこの金額に隠れて、そういうことがほかにあるんじゃないかというふうに疑ってしまいますので、こういうことのないようにだけしていただきたいと思えます。

**川村委員長** ちょっと私が確認をしておきたいのは、これ一時的なものなのか、それとも、その辺りの答弁がちょっと入っていましたかね。要するに期間……。それ抜けていたように思うんですけども、そこが分かっていたら、ちょっと答弁していただけたら。

溝尾副市長。

**溝尾副市長** 今回、ちょっと予算の執行とは関係ないと思っております。契約金額がこの土俵があったからなかったからといって変わるわけではないと思っております。その中で、あそこの空き地をどうやっていくのか。本当に全部、砂利だけであるのか、少しでも遊んでもらえる方法はないのかというのをやっていく中で、業者と何か、お金は払えませんが、何かできませんかということの中で話させていただいております。あそこの土地については、今、當麻庁舎の複合施設の関係が整理できつつ、かつあっちの向かい側全体をどうしていくのかというのを考えておりますので、ずっとあの形になるわけではなくて、あの土地も含めながら、今後どうしていくのかという暫定的なものの中で、少しでも、我々、今、相撲を推していきたいと思っておりますので、子どもたちでも少しでも遊んでいただけるような場を予算を使わずに、我々としては頑張ったつもりではありましたけれども、それが、情報共有が不足していたというところが問題だったのかなと思っておりますので。予算の執行という意味で、我々問題ないと思っておりますが、今後、いろんな面で情報共有を多々やっていきたいと思っております。



**川村委員長** 今、この質疑が出ることについては、當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会に関わってくる部分でもありますので、これ以上審査、ここではするべきものではないと私は判断いたしますけれども、議会に、このような使い方をすることについては、一度もこのようなお話はなかったものですから、今回は、このような質問が出たということについては、一定答弁をもらいましたけれども、またその後の質疑については、特別委員会のほうでやっていただけたらと思います。この予算特別委員会では、これでこの話は打ち切りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

杉本副委員長。

**杉本副委員長** よろしく願いします。皆さんいろいろ言わはったので僕も簡単に。

當麻庁舎の解体の件に関しては、いつも、今まで元来やったら解体した後で、アスベスト出たから追加で補正というのが主やって、それは違うやろという話で、先もって慎重にやっていたのは分かるんですけども、こんだけの差があつたらやっぱり皆さんちょっとえーっと思うので。一番最初にアスベストのあるなしというのは、アスベスト診断士、どこのホームページ見ても、解体する前に年代調べて、アスベスト診断士入れてとというのはもうセオリーなので、その一番最初の見積りの段階で、予算の段階で、ちょっとしっかりしていただきたいなと。これはもう別に返答はよろしいです。

13ページの地方創生臨時交付金事業費の一番下のクーポン券発行等業務委託料が590万円減額になっているんですけども、これは何が減になっているのか、お答え願いたいと思います。ちょっと今回これ方法が違ったので、どういったところで見込みより、枚数が少ないなど、その辺分からないので、その辺ちょっと説明お願いします。

**川村委員長** 竹内課長。

**竹内商工観光プロモーション課長** 商工観光プロモーション課、竹内でございます。よろしく願いいたします。

クーポン券発行等業務委託料でございます。長引くコロナ禍において、冷え切った経済を回復させるために、市内店舗において使用できるクーポン券を葛城市に住所を有する全市民に配布する事業でございます。クーポン券につきましては、市内の大規模店舗においても使用できる共通券と小規模な店舗でのみ使用可能な限定券をそれぞれ500円券2枚ずつ、合計4枚、金額にして……。

(発言する者あり)

**竹内商工観光プロモーション課長** クーポン券を発行いたしました。交付対象者が3万7,755人にしまして、総額7,551万円分の発行をいたしまして、そのうち7,071万3,500円分のクーポン券を使用されました。使用率といたしましては93.65%でございました。これに、簡易書留等の郵送代を含む事務費が1,388万9,040円でしたので、合わせまして8,460万2,540円の執行額となりました。その差額の590万円を減額補正させていただくものでございます。

**川村委員長** 杉本副委員長。

**杉本副委員長** 93%ぐらいの方が使われたという、これちょっと今回、配布というか、取りに来ても

らう仕組みやったじゃないですか。違いましたっけ、これ。送ったやつ。どの分のことを言っているのか。

川村委員長 竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 今回の分は、使用期間が7月から9月30日までの1回分のかつらぎ応援クーポン券の分でございます、この分は、簡易書留で皆様に郵送させていただいたものでございます。

川村委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようですので、歳出の1款、2款の質疑を終結いたします。

ここで職員の入替えを行います、暫時休憩いたします。再開時間は、午前11時20分をお願いいたします。

休 憩 午前11時07分

再 開 午前11時20分

川村委員長 休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、歳出の3款、4款とその歳出に関連する歳入及び繰越明許費の部分について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉村委員。

吉村委員 それでは、3款民生費、2項児童福祉費につきまして、3つ質問をしたいと思います。

17ページの2目児童措置費、19節の扶助費、子どものための教育・保育給付費についてお伺いをいたします。この給付費というのは私立保育園など各園ごとにそれぞれ給付されるという形のもんだというふうに私理解しているんですが、それでいいのかということと、それから今回増額されていますが、その増額理由についてお伺いをいたします。

それから、次に3目保育所費、12節委託料ということで、この下の分、保育士派遣業務委託料、これは保育士を、恐らく当初予算上げてくださった予定どおり確保できず、雇用に至らなかったのが減額の理由というふうに考えるんですが、それでいいのかと、その理解でいいのかということと、それから、これは当然、待機児童をなくそうという目的の予算だと思えますが、また、当初予算時の採用予定人数が何人であったのかということと、実際どうであったのかということについて、まずお伺いをいたします。

それからもう一つ、18ページ、8目こども・若者サポートセンター事業費の22節償還金利子及び割引料についての児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金返還金について、お伺いをいたします。51万5,000円の返還金が発生しておりますが、その理由についてお伺いをいたします。

川村委員長 中井課長。

中井こども未来課長 こども未来課の中井でございます。お願いいたします。

まず、1つ目のご質問の子どものための教育・保育給付費の増額分についてでございます。こちらのほうは先ほど言っていましたように、この分につきましては、令和4年度の

市内の私立保育園、また市外の公立と私立保育園などへの支払いを行います給付費となっております。今回の補正におきます増額の主な理由といたしましては、国からの公定価格というのが示されるんですけれども、そちらのほうの引上げが、ほかにもありますけど、大きな理由はこちらのほうとなっております。お願いします。

**川村委員長** もう一つやね。

中井課長。

**中井こども未来課長** こども未来課、中井でございます。

続きまして、保育士派遣業務委託料の減額理由についてでございます。先ほどおっしゃっていただいたように、保育士派遣業務委託におきまして、雇いきれなかった費用を減額するものでございます。当初予算におきましては、13人の保育士を採用すれば待機児童が解消できるということで、予定人数を計上していたものでございます。現状といたしましては、4月にお一人、6月から、その方を含めて2人となり、12月からは3人となり、この1月からは4人となりまして、現状2月から5人の方を保育士として採用できている状況でございます。よろしく申し上げます。

**川村委員長** 川崎所長。

**川崎こども・若者サポートセンター所長** こども・若者サポートセンターの川崎です。ただいまの吉村委員のご質問にお答えいたします。

児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金につきましては、児童虐待の未然防止に遅延を生じることがないように、毎年予算額に対して補助金の交付を先に受け取っております。翌年度に、その年の実績に応じまして差額を返還する流れに毎年なっております。令和3年度につきましては、交付額714万1,000円に対しまして、実績額が662万6,000円でしたので、その差額の51万5,000円を返還する流れとなっております。

以上です。

**川村委員長** 吉村委員。

**吉村委員** まず、1つ目の質問、子どものための教育・保育給付費につきまして、私この増額の理由なんですが、児童数が増えたのがメインなのかというふうに思っていたんですが、そうではなくて公定価格の増額というのが、これが主な目的であるというふうなことで理解をいたしました。では、公定価格の引上げの理由について、これ、お伺いをしたいと思います。

それから先ほどの、最初、採用予定が13人ということ、実際5人の方が採用されたというご説明いただきましたが、先ほど申しましたように、待機児童をなくすことがこの予算の目的なんですが、結局今回のことで、この予算を執行したことで何人の待機児童が解消されたのか、これちょっとお伺いをいたします。

それから、児童虐待・DV対策等のこちらのほう、こちらについては、このいわゆる事業費国庫補助金というものをを用いて、葛城市では具体的にどのような事業を展開されているのか、これちょっとお伺いいたします。

**川村委員長** 中井課長。

**中井こども未来課長** こども未来課の中井でございます。お願いいたします。

まず、公定価格の引上げの主な理由といたしましては、まず、令和4年度の人事院勧告に伴う国家公務員給与への改定の対応があるということと、もう一つ、処遇改善加算が更に追加となった部分につきまして、引上げになったということの通知を受けております。

次に、保育士派遣業務委託につきまして、保育士を採用したことによって、何人の子どもが入所することができたかというところなんですけれども、人数といたしましては、これ先ほど申し上げました月でばらつきがありまして、最終2月の時点で、人数といたしましては8人の方が入っていただく段取りであったり、既に入所していただけてはしております。ただ、この11時間の保育時間の中で、最長8時間雇用となっておりますので、そのために、1人を雇用するという事で基準数の児童が単純に入所できるというわけにいかず、そのための長時間に関わる保育士の更に配置も必要になってきますので、その部分を調整しながら、できるだけ多くの子どもが入所できるように配慮しているところでございます。よろしく申し上げます。

**川村委員長** 川崎所長。

**川崎こども・若者サポートセンター所長** こども・若者サポートセンター、川崎です。吉村委員のご質問にお答えいたします。

葛城市では、児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金を受けまして、主に3つの事業を展開しております。

1つ目としまして、子ども家庭総合支援拠点運営事業としまして、令和元年度にこども・若者サポートセンター内に子ども家庭総合支援拠点を設置しております。こちらにおきまして、こども家庭支援員としまして保育士を雇用いたしまして、家庭、そのほかからの相談に応じ、実情の把握に努め、あるいは逆に必要な情報の提供をしております。支援業務を適切に行うことで、児童虐待に関する対応機能の強化に努めておる次第です。

2つ目としまして、児童の安全確認等のための体制強化事業としまして、家庭相談員、あるいは保健師を雇用しております。これによりまして、児童虐待に至る前に支援を行い、発生を未然に防止するとともに、また逆に、児童虐待が把握された際にも迅速に対応し、虐待の重篤化を防止するようにしております。

3つ目としまして、虐待対策スーパーバイズ事業としまして、実際にケース対応に当たっている職員に対しまして、スーパーバイザーにお越しいただきまして、その効果的なケースアセスメントの方法を学んだり、あるいは実際に支援計画の作成が効果的にできるように取り組んでおります。あるいは、虐待予防研修のための講師謝礼等も、この補助金から出させていただいております。

以上です。

**川村委員長** 吉村委員。

**吉村委員** 1つ目の公定価格の引上げの理由につきましては、人事院勧告によるものと、それから処遇改善加算によるものであるということですが、これ理解いたしました。

それから、2つ目の保育士派遣業務委託料につきましては、これによっておよそ8人の児童の方が、これによって助かったというか待機児童が改善されたというふうに伺いました。

今後も引き続き、事業者としっかり連絡を取っていただきながら人材確保、これやっぱりやっていたきたいというふうをお願いをしておきたいと思います。

それから、こども・若者サポートセンターのこの事業について、虐待のことにつきまして、保育士とか保健師の報酬等に使われているということ、理解いたしました。どうしても業務の性格上、表に出せるというものではないと、効果が出てくる、目に見えるものではないわけですが、今後も国庫助成も有効活用しながら、引き続き業務に当たっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

**川村委員長** 杉本副委員長。

**杉本副委員長** 1個だけ、保育士派遣業務のお話なんですけども、これは必要な分、待機児童対策として人数を確保していただくためにやっていた業務で、それはもう一生懸命やっていたんですけど、4,100万円減ということは4,100万円分、人材確保できなかったというふうにも聞こえるんです。これは、原因は何なんですかね。なぜ確保できなかったというところだけ、ちょっと説明お願いできますか。

**川村委員長** 中井課長。

**中井こども未来課長** こども未来課の中井でございます。

この分につきましては、業者のほうに業務委託を行いまして、派遣のほうのお願いをしているところです。理由につきましては、業者のほうも、皆さん同じように募集はいただいていると思います。適切な方がいらっしゃいましたら、こちらのほうにも声をかけていただいているという状態ですので、原因といたしましては、やはり世の中の保育士不足が大きなものなのかなとは思いますが、また、今後も事業者と一緒に何かできる手だてはないかとか、どこが原因でこういうことになっているのかは、また調整したり教えていただきながら進めていっていきたくて思っておりますので、よろしく願いします。

**川村委員長** 杉本副委員長。

**杉本副委員長** 保育士不足やからこの業務をやっているというのは大事で、責めているわけじゃないんですけども、単純に意味は分かるんですけど、ただ、それで来年もまた同じことやったら、同じ結果になると思うんです。だから、ある程度、業者との明確な、業者を増やすとか、分からないですけども、ちょっと大前提、待機児童に合わせて保育士の人数を割り出して予算上げているわけじゃないですか。これで今聞いた限りやったら、この前のお話の延長で、待機児童の数とまあまあニアな数字になってきている。逆に言うたら、これを解決できれば、待機児童なくなっていくんじゃないかなという、めちゃくちゃ前向きに考えるんですけど。ただ、今の現状で、いやちょっと理由分からないですけど、集まんないんです。また来年もそれで予算組むのという話なってきたときに、マックス置いておいて、月々に来られる方というのを確保するのは分かるんですけども、できるだけちょっと明確な理由というか、改善策を持っていただいて、これ多分また、本予算にも関係することと思うんです。去年こндаけしか来てないのに今年もこндаけかとなると思うので、ちょっとその辺のもうちょっと明確な理由というか、保育士不足やったら、ほかの業者を探したり、うまいことやっている業

者を見つけに行ったりとか、金額をちょっと考えるであるとか、ちょっと明確な、明確って言い方悪いですけど、もうちょっと答えをもらえるようにちょっと本予算までをお願いしておきたいと思います。今日は以上でいいです。ありがとうございました。

**川村委員長** 答弁いただける。また、本予算で聞くそうですので。

ほかに質疑。

西川委員。

**西川委員** 僕からは、16ページの3款1項8目12節で指定管理委託料が2,800万円、これ、恐らく電気・ガス代の光熱費急騰に伴っての補正であると思うんですけども、これまず、委託契約上どうなっているのかというところ、ちょっと教えてほしいんです。ほんで、ほかの指定、ここでそれ答えられるか、おるかどうかわからんですけど、指定管理ほかでも2つぐらいあると思うんですけど、それも同じように上がってくるのかというところが、性質がちょっと違うので、ちょっとその辺委託契約どういうふうになってんのかなというところ、ちょっと教えていただきたいというところ、これ1点です。

それと、同じ16ページの3款の1項9目で、18節の住民税非課税世帯等臨時特別給付金3,140万円、これ減額補正になっているんですけど、これ多分コロナウイルスのときに住民税非課税世帯と家計急変世帯の方々に10万円の支援給付をされたということやったと思うんですけど、この世帯で、決算にも関わってくる、何割ぐらい受け取られたのかなど。これ3,140万円、これ減額補正されているので、それちょっと教えてほしいなと思っております。

それと、17ページの3款民生費、2項2目児童措置費の18節保育所等整備補助金9,610万円、これ減額補正されていますが、これをちょっとどういう内容であるかというのを教えていただきたいと思います。

**川村委員長** 山岡課長。

**山岡社会福祉課長** 社会福祉課の山岡でございます。どうぞよろしくお願いたします。

まず、福祉総合ステーションの指定管理の委託料の増額の件でございます。こちらにつきましては、お見込みのとおり、光熱水費がというところが一番大きなところなんですけども、その辺の変更の根拠といいますか、変更する理由といたしまして、社会福祉協議会のほうと基本協定と年度協定というのを結ばせていただいていると。その中で、年度協定書の中で、1つその文言の中で、必要が生じた場合は、甲の予算の範囲内において、甲乙協議の上で変更することができるというようなところの協議の内容を書かさせていただいておりますので、この光熱水費というところがやむを得ないというようなところの事情を鑑みまして、補正のほう、今上げさせていただいているところでございます。

それと2点目の、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の減額の3,000万円でございます。こちらにつきましては、予算額といたしまして、7,500万円補正で計上させていただきました。こちらの当初の内訳といたしましては、非課税世帯が450世帯、それとこれ2回目の給付金でございましたので、転入、転出というところがちょっと関わってきているところがありまして、その辺で250世帯、あと家計急変世帯でいうところで50世帯の合計750世帯を見込ませていただいたところでございます。ただ、申請の母数といたしましては、最終的に530

世帯ほどが申請の対象の世帯になるというようになっておりまして、その中で、支給といたしましては436世帯に支給させていただいたというところで、予算としては、当初ちょっと転入、転出というところで見込み過ぎていたところはあったのかなと思うんですけども、結果としてそういう形になったというところでございます。

以上でございます。

**川村委員長** 中井課長。

**中井こども未来課長** こども未来課の中井でございます。よろしく申し上げます。こちらの2目児童措置費の保育所等整備事業の中の保育所等整備補助金の減額につきまして、ご説明させていただきます。

こちらのほうは、令和4年度の当初予算におきまして、私立の認定こども園の施設整備に係る補助金として計上していたものでございます。こちらのほうにつきましては、今年度ですと令和4年度中に整備の実施がされないこととなりましたので、一旦減額補正をいたしまして、改めて令和5年度当初予算にて、施設整備補助金として計上させていただく予定をしておりますので、そのときにご審議のほうよろしく願いいたします。

**川村委員長** 西川委員。

**西川委員** 住民税非課税世帯の件につきましては、転入がちょっと見込み過ぎていたというところもあったりして、実際530世帯ほどやったというところで、ほぼ、ちょっとでもやっぱり申し込まれている方が1割ぐらい、1割もいかに弱ぐらいですかね、の方はちょっとやっぱりそれを知らないとかという、そうか、もう何らかの事情があったんか分からないですけど、その方が受け取れてないというところについては、ちょっとやっぱり何かしら市のほうからも手だてを必要であったんじゃないかなと思うんですよ。プッシュ型ではなかったんだか、これについてはね。ちょっとそれも聞きます。どういうやり方やったんかというのをちょっと教えていただきたいのと。

それと、ゆうあいステーションの指定管理委託料、これ基本協定とか年度協定で、甲乙協議の上ということは市と社会福祉協議会とで協議すると。これ、ほかのところもそういう形でなんのかなとか思うんです。結局これやっぱり、今、社会福祉協議会やからこういう形でできんのかというところがちょっと引かかるんです。やっぱり、今、市長、あれですわね、多分、社会福祉協議会のトップと違うんやったかな。そういうところもあるし、何かこれ、ほかのところの人らがもうこれ、性質違うと思いますよ、もちろん、コナミとか道の駅とか性質は違うんですけど、でも、指定管理としては一緒なので、されているのはね。これって、その都度都度でこれ協議して、ちょっと何ぼぱっと上がったから、ちょっと協議して、ちょっと指定管理料、今年上げてよとか、こんなほかの方も言おう思ったら言えるのと違うかな思うてね。それがちょっと、どういうふうを考えられているのかなあというところがあります。ちょっとそれ、お答えしていただきたいなと。年度協議、甲乙協議して、変えれんのやったらこれ、簡単に変えれますわね、言うたらね。

それと、保育所等整備事業の9,610万円って、これ次年度のときに出てくるということで、事前審査にならんようにぐらいで、ちょっとどの部分が次に出てくるのかなと。そういうこ

とだけって答えられんねんやったら答えていただきたいなど。

**川村委員長** 山岡課長。

**山岡社会福祉課長** 社会福祉課の山岡でございます。よろしくお願いいたします。

まず、住民税非課税世帯の申請割合というところなんですけども、確認書、いわゆるプッシュ型というところの中で、確認してそのまま送っておられる方と、あと、このときに、要は未申告の方、一応未申告の方も、これ対象という形で入れさせていただいております。ただ未申告の方につきましては、申請をいただいてという、この方はプッシュではなく、申請というところでの手続がありますので、その辺でこちらのほうも勧奨通知なり放送なりはさせていただいたんですけども、若干ちょっと伸びてないのはその辺の影響もあるのかなというようところで、考えております。

以上でございます。あと、指定管理のところなんですけども、ほかと比べるというのはちょっとなかなか私はお答えなかなか難しいんですけども……。

**川村委員長** 阿古市長。

**阿古市長** どうもありがとうございます。質問の中でも性質が違うということはもう理解された上でのご質問やと思います。葛城市におきましては、福祉施設といたしましても、いろんなタイプございまして、旧新庄町のほうはいきいきセンターというセンターを持っております。そちらのほうは60歳以上の高齢者といいますか、ある一定の年配の方を対象に無料とした施設でございます。それとは別に、ほぼ同じ時期やっただと思いますけども、旧當麻町ではゆうあいステーションというステーションを建築しております。それは、その対象はノーマライゼーションの施設でございまして、必ずしも高齢者だけを対象とした施設ではございません。障がい者の方も、高齢者の方も、一般の方も、それと、なおかつ市外の方も対象とした福祉総合ステーションでございます。ですので、福祉ステーションとしては非常に利益が出ない。福祉部門での営業の中で、過去においてどういう運営の仕方をするのか、直営でやるのかということも当然の議論の中であつたのかなと思います。いきいきセンターのほうは直営で、それでゆうあいステーションの場合は指定管理、社会福祉協議会を受皿として運営をしてきた。その中で、以前ですと介護保険法の中で事業社協としての利益がかなりございましたので、その部分である種、埋め合わせをしながら運営をしてきて、基金を積み上げてきたという経緯がございます。

それとは別に、先ほどお話がございましたコナミがやっていたいておりますウェルネス新庄、そちらのほうはスポーツジムとしての、もう明らかに民営の利益を追求するシステムになっておりまして、当然のことながらそれも市内市外関係なしに、受入れをしていると。若干の会費の差はございますけども、運営の仕方は利益が出る運営の仕方をしておる施設でございます。それと、今話ございましたけど、道の駅もそうございまして、それも商業施設としての利益の追求できる施設。それとあと、指定管理といたしましては公民館、これは各大字に指定管理をお願いしているわけでございますが、そちらのほうは、各大字に指定管理をさせていただいている中での経費は、全てこちらのほうでお持ちしているような状態になっておりますので、委員がご指摘のように、その施設によって性質が違いますので、同じ基



準で判断をするというのはなかなか難しいところがあると思います。今回の場合の水道、光熱費、主に電気とガスの料金が非常に大きいウエートを占めておるんですけども、今回につきましては、福祉施設を運営するに当たりまして、なおかつコロナワクチン接種会場としての使用のことも鑑みまして、今回の判断に至ったというところでございます。

以上でございます。

**川村委員長** 中井課長。

**中井こども未来課長** こども未来課、中井でございます。

今回の令和4年度の当初予算で計上しておりますこの金額につきましては、当初、令和4年から令和5年にかけての2か年事業ということで、40%分を当初予算で計上したものでございます。今回、どの部分かというお問い合わせですけども、来年度は、それを単年度で行うというところで計上するのと、基準額につきましても、令和4年度と令和5年度で若干変わっていますので、その部分も考慮しまして、全体を単年度として計上する予定をしておりますので、よろしくをお願いします。

**川村委員長** 西川委員。

**西川委員** ありがとうございます。住民税非課税世帯等臨時特別給付金については、やっぱり申請をしてもらわなあかん人が一定程度いはって、やっぱりそこに対してのちょっと返っていくのが少なかったのかなというところやと思うんですけど、これは、いろいろやっぱり放送とか、多分何かでもやってくれてはと思うんですけど、難しいとは思いますが、ここ引き続きやっぱりやっぴいやっていかんと努力していかんとあかんところかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、分かりました。また、これは保育所等整備事業のやつ、これ来年度ということで、これはまた次年度の予算のほうでまた聞かせていただきたいなと思いますので。

それと最後、指定管理委託料、市長のほうからも答弁あったと思います。これ確かに性質が違ふし、利益追求をしてない施設というのはもう重々分かります。ただ、誤解されるような形になったらあかんと思うんですね、やっぱりね。だからやっぱり市長が今やっぱりその長におるから、こういうこと簡単にできんねんでみたいなことに思われがちになるので、やっぱりこういうのはきっちり、性質違ふし、委託契約も違ふと思うので、甲乙とかじゃなくて協議してとかじゃなくて、こういうのをきっちり定めたほうが、もちろん性質違ふというふうにあるのでね。そやから、そういうところをちょっと、どっちでもいけるでみたいなことをしてしまうと、協議してやって、甲乙協議というたらもう市長と、トップと市とが一緒やったらちょっとこれ、ちょっと誤解される形にもなりかねへんので、やっぱりこういうのをきっちり定めておいたほうがいいのと違ふかなというところでちょっと考えていただけたらなと思うんです。これ答弁はできへんかな、3回はね。

**川村委員長** よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 今の西川委員との関連になるんですけど、16ページの住民税非課税世帯等緊急支援給付金

事業についてですけれども、ちょっともう一度お聞きしたいんですけれども、プッシュ型、非課税世帯で把握している分はプッシュ型でこれ届きますよね。しかし、先ほどありましたように、確定申告されてない未申告の方がいらっしやると。この方は、どのような方なのか。私は推定するに、年金所得が比較的低い方は、確定申告しなくていいですよというふうな形でアナウンスがあって、その結果、把握ができないという状況があるんじゃないかと思っています。私たちも、私も相談されたら、いやいやもう絶対非課税であっても確定申告しておいてくださいというふうに言うんです。でないと把握できない場合、こうしたときに給付が漏れるということがあるのかなと。ちょっと制度の谷間みたいなことになっちゃうので、せっかく国のほうもこういう形で支援をしてくださってるのに、ちょっと届かないようなことになっているので、未申告の方、把握、先ほど約530世帯が対象で、そのうち申告された、届いたのが463世帯というふうになったので、ある程度把握されているようでしたらちょっとお聞かせ願いますか。

**川村委員長** 山岡課長。

**山岡社会福祉課長** 社会福祉課の山岡です。よろしく願いいたします。

先ほどのちょっと答弁で、もう少し詳しく説明させていただいたらよかったですけども、今の未申告の方におきましても、申請書のほうは送らせていただいているところがございます。ただ、こちらも把握しておりまして、対象の方として送らせていただいているんですけども、プッシュ型でしたらそのまま送っていただけなんですけども、申請いただいて、例えば課税になられる方とか、いろんな事情でというところがいらっしやいますので、あくまでも我々としては、対象の方を把握して申請書を送らせていただいた上で、ちょっとその辺の申請が、当然もうしても対象にならないというところが把握されてされなかったか、ちょっとそこら辺の事情は分からないんですけども、一応把握した上で申請書を送らせていただいているというところで、付け加えさせていただきます。

以上でございます。

**川村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 把握されているんだったら対応の仕方があろうかと思っておりますので、私どももまた、ご相談にも伺いたいと思っておりますので、よろしく願いします。

**川村委員長** 次に進んでいきたいと思っているんですが、まだ、3款、4款のほうの質疑はありますか。

では、谷原委員。

**谷原委員** ちょっと性質が変わるので申し訳ありませんが、5ページの繰越明許費なんですけれども、国の2次補正に基づいて、この繰越明許ということで上がってくるものがあります。そうすると事業内容について、当初予算に上がっている分については、予算の概要ということで詳しく説明があるんですけども、この、昨年度からもそうなんですけども、国の2次補正で上がった分については、事業内容が分からないまま新しい年度に入っていくということありますので、ちょっとこれを説明していただきたいと思うんです。1つは4款の衛生費の1項の保健衛生費、出産・子育て応援交付金事業、この内容、国が取り組んでいる事業ですけど、

葛城市ではどういうことになっていくのかということをお聞きしたいと思います。

それから、上の環境衛生事業の地域再エネ導入計画策定支援業務委託、どういうことをされようとしているのかというところ。この2点について、お伺いしたいと思います。

それからついですが、これ国の2次補正ではないと思いますけれども、老人福祉事業における地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金云々、これが繰越明許になっている理由について、どういう事業がどういう理由で繰越明許になったのかお聞きします。

**川村委員長** 松本課長。

**松本健康増進課長** 健康増進課の松本です。よろしくお願いたします。

令和4年の12月に開かれました国の臨時国会で、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する出産・子育て応援交付金事業が創設されました。それを受けまして、本市でも、先ほど委員おっしゃっていただいたように、12月議会で追加議案にて増額補正予算の承認をいただきました事業でございます。内容につきましては、妊娠届出時5万円、出生届出後5万円の2回に分けて、面談を受けた妊婦、子育て世帯に、合計10万円相当の経済的支援を実施するものでございます。本市では2月1日より本事業を開始しており、通知や申請書、アンケート等を2月に送付いたしております。出生の対象者に関しましては、令和4年の4月1日から、出生された方、全ての方に10万円を支給するものでございます。現時点で、通知等送っているのが、出産・子育て合わせて622件、重複している方もいらっしゃいます。そのうちの340件が申請のほう、今現在出ております。そういう状況でございます。

以上です。

**川村委員長** 西川課長。

**西川環境課長** 環境課の西川です。よろしくお願いたします。

今回の地域再エネ導入計画策定支援業務でございますが、これは、国の令和4年度第2次補正によるものでございまして、業務内容につきましては、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた地域のCO<sub>2</sub>削減目標や、再エネポテンシャル等を踏まえた再エネ目標、目標達成に必要な意欲的な脱酸素の取組、施策の実施方法や体制の構築等の検討に関する調査、計画づくり等を支援していただく環境省の補助事業となっております。今後、葛城市におきましても、2050年に向け、地球温暖化実行計画区域施策編の策定は必須となってくることから、今回、国の補助事業の採択機会を可能な限り活用するため、予算計上をさせていただいております。補助率につきましては4分の3ということになってございます。

以上でございます。

**川村委員長** 堀川課長。

**堀川介護保険課長** 介護保険課、堀川です。よろしくお願いたします。

こちら、老人福祉事業の繰越額につきましては、県の補助金を財源とするものでございまして、新規に設立される、整備される認知症高齢者グループホームの整備と開設準備にかかる補助金、こちらが内容でございます。ただ、令和4年度中に整備を進めていただきましたが、県の許可等に時間を要することで、本年度内での整備見込みが立たなくなると

ということが判明いたしましたので、令和5年度への明許繰越ということで計上させていただいている分でございます。

以上です。

**川村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。出産・子育て応援交付金事業につきましては、先ほど来、出ています国の事業としてせっかくやっておられるので、しっかり届くように、なかなか大変な作業だと思えますけど、よろしく願いいたします。

**川村委員長** よろしいですか。再質問なしですね。

そうしましたら、まだありますか。

奥本委員。

**奥本委員** さっき気づけばよかったんですけども、16ページ、8目福祉推進費、12節委託料のさっき指定管理料のところでも光熱水費の増額というところでしたけども、これ令和2年度にコージェネレーションシステム導入、1億円弱かけてたしかやったと思うんですけども、その効果があって、なおかつこういう形で昨今の燃料費高騰になっていると思うんですけども、それやった結果、通常のそれ以前の状態でやったよりもやっぱり安くなっているんですかね。電気とガスの割合が多分変わっていると思うんですけども、もう単純に金額まで分かりますか。答えていただかなくて結構ですけども、やっぱり通常の前回の導入しないやつに比べたら、今回のこれ、増額でもやはり安い状態ですよというのかどうかだけのところの確認だけしておきたいと思えますので、お願いします。

**川村委員長** 山岡課長。

**山岡社会福祉課長** 社会福祉課の山岡です。よろしくお願いいたします。

ただいまの質問でございます。コージェネレーションシステムのほう導入をいたしましたのが、ガスの料金のほうが高騰がなかなかすごい勢いで上がっている中で、ちょっとその効果というところがどうなのかというところはなかなか、今の状況では検証しにくいところも、あとコロナの中で閉館等々、ここ数年はちょっと通常と違うような運営の仕方になっておりますので、ちょっとその辺の効果というのはなかなか見づらいものなのかなと考えております。

以上でございます。

**川村委員長** 奥本委員。

**奥本委員** ありがとうございます。戦争の要因でガスが非常に今、天然ガスが上がってきて、恐らくそういう形じゃないかなと思っていました。ただ今後、どっちかに偏ってしまうと、本当にもう世界情勢によって逆転して、当初の予想よりも違ったということになってしまう可能性があるので、これちょっと今後の課題、どっちがいいか分からんけども、リスク分散でその辺のバランスをどう取っていくかというのは、また、これはもうここに限らず、市全体としての課題かなと思っています。またその辺り、全庁的に検討していただけたらと思います。

**川村委員長** よろしいですか。3款、4款、委員の皆さんどうですか。もうよろしいですか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 それでは、質疑がないようですので、歳出の4款までの質疑を終結いたします。

ここで職員の入替えを行います。よろしく願いいたします。

(理事者入替え)

川村委員長 次に、歳出の5款、6款とその歳出に関連する歳入及び繰越明許費の部分についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 5款、6款、質疑がないようですので、歳出の6款までの質疑を終結いたします。

ここで、せっかく座っていただいたんですが、また、職員の入替えお願いいたします。

(理事者入替え)

川村委員長 それでは次に、歳出の8款から最後までとその歳出に関連する歳入及び繰越明許費の部分についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

西川委員。

西川委員 そしたら、私は、22ページの8款1目学校管理費、その小学校管理事業の中の工事請負費、委託料もそうなんですけど、これ多分、繰越明許費の中でも出てきていると思うんですけど、新庄北小学校のトイレ改修工事ということで翌年度に繰り越されるということなんです。これちょっとどういうスケジュールで進むのかなというところを教えてくださいというところなんです。ほんでちょっとどういう内容というのもちょうと教えて、ここでしか聞かれへんかなと思いますので、ちょっと教えてください。

それと23ページ、これも同じく一緒の話なんですけど、1目のこの学校管理費、中学校管理事業で工事請負費で3億898万円ですね。これも繰越明許で中学校管理事業、白鳳中学校の長寿命化と南棟トイレ改修工事及び音楽室空調設備更新ですか、これに充てられているのかなと思うんですけど、このスケジュールと内容とちちょっと教えてくださいなと思います。

川村委員長 村田課長。

村田教育総務課長 教育総務課の村田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

西川委員、ご質問の工事費、小学校管理事業の工事請負費及び委託料についてですけれども、こちら、お話のとおり新庄北小学校のトイレ改修工事に伴います増額でございます、まず委託料のほう、測量設計等委託料のほうにつきましては204万6,000円、工事請負費のほうにつきましては3,975万4,000円を追加という形をお願いしております。工事につきましては、4,085万4,000円を見込んでおりまして、令和4年度予算の工事差金を差し引きました3,975万4,000円を増額補正ということでお願いしたいという内容でございます。工事内容につきましては、新庄北小学校の北棟のトイレの洋式化を考えておる内容でございます。1階、2階に児童用トイレございますので、そちらのトイレについて誰もが快適に使用できるよう、明るく清潔で衛生的なトイレとなるように、便器の洋式化、床の乾式化等の改修を予定してございます。スケジュールにつきましては、夏休みを中心に工事のほうを進めさせていただ

いて、できるだけ早期に進めたいと思っておりますが、一応年内には完了したい、秋から年内にかけてで終了したいなというふうに考えてございます。

また、2点目のご質問でございますが、中学校の工事請負費のほうでございます。こちらにつきましては、内容につきましては工事請負費のほうでございますが、3億898万円の増額を予定しております。内容につきましては、白鳳中学校の南棟の長寿命化改修工事の令和5年度分と、白鳳中学校の音楽室の空調設備更新工事2,189万円と、その分の内訳と。こちらにつきましては、国の補助金の内定をいただきましたので、令和4年度で補正予算繰り入れまして、翌年度に繰り越して事業を進めさせていただきたいという内容でございます。スケジュールにつきましては、白鳳中学校の工事につきましては、10月までを予定させていただいております。

内容については、以上でございます。

**川村委員長** 西川委員。

**西川委員** ありがとうございます。新庄北小学校のほうは1階、2階のトイレを洋式化、乾式化していくというところになると。スケジュールは夏休みには工事をしたいということと思うんですけど、かなりタイトですよ。これ、測量設計等委託料、設計もまだ済んでない状態ですかね。これ設計は終わっているんですかね。それで、それにしても結構タイトなスケジュールになってくるのかなと思います。一応繰越して翌年度にやるということは、トイレ、これはええことやと思うので進めさせていただきたいなと思いますけども。それはそんでいいですわ。

中学校のほうなんですけども、白鳳中学校、これについても国の補正で、やっぱりこれ今年度で、どうしても入れておいたほうが有利やったということやと思います。けども、これについてはどうなんですか。この、先ほど言うた10月スケジュール、10月ですか、来年の。10月にこれ完成ですか。それ到底無理と違いますか。いけるんですかね。それちょっと聞かせていただいて、ほんでこれ、設計というのはないんですかね、これに対しての。それもちよっとお聞かせ願いたいと思います。

**川村委員長** 村田課長。

**村田教育総務課長** 白鳳中学校の長寿命化改修工事につきましては、12月議会で今、契約議決をいただいた内容でございまして、こちらにつきましては2か年度事業で進めさせていただいて、令和4年度で工事がかからせていただいて、令和4年度中では20%の工事を完成させていただいて、残りの分を10月までで完成させていただきたいというふうに考えておるような内容でございます。

**川村委員長** 設計はもう終わっているという答弁、さっきちょっと個別に言うてはったけど、ちゃんと答弁してください。

**村田教育総務課長** 設計につきましては、もちろん令和3年度で終わっております、その分、令和4年度予算で工事のほうを進めるという形でございます。

**川村委員長** 西川委員。

**西川委員** ちょっと勘違いを僕していたんですかね。だから、12月のときに、債務負担行為か何かで出してくれてはったんかな、ほんなら。出させていただいていたと。ごめんなさい、ちょっと

その辺、飛んでいて、これでいきなり出てきているのかなと思ったので、そやから今回の、国からの補正が出てきたんでそれに充当していこうかというところやということですね。あとはもう設計も終わっていると。これについては、全部の設計が終わっているということですね。ほんでもうあとは工事をするだけということで、来年度に行われると。分かりました、理解しました。ありがとうございます。

**川村委員長** ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

**奥本委員** 1点だけ。24ページ、11款諸支出金の2目減債基金費、これの積立金とあります。この財源というのはどっからのかという確認と、その積立ての目的の2点だけ確認したいと思います。お願いします。

**川村委員長** 内蔵課長。

**内蔵財政課長** 財政課の内蔵です。よろしくお願いいたします。

減債基金の財源ですけれども、前年度繰越金の2分の1以上を積み立てなければならないというふうに、地方財政法のほうにうたわれておまして、ということで、財源のほうにつきましても、前年度繰越金というふうになります。目的につきましても、近い将来に當麻複合施設の建設が予定されておりますので、その際に公的債という起債の発行が見込まれておりますので、その起債の元利償還金のほうに充てようと考えております。

以上です。

**川村委員長** よろしいですか。ほかにありませんか。

谷原委員。関連ですか。

**谷原委員** 関連というか、24ページ、同じく11款の諸支出金のところで1項の基金費、3目の公共施設整備基金費に2億円積み立てるということですが、これについての目的は當麻文化会館の複合化に関わるものだと思うんですけど、これは計画的に積み立てる初年度ということになるのでしょうか。ちょっとこの公共施設整備基金費がどういうふうな考えでやられるのか、ちょっとそこだけお聞きします。

**川村委員長** 内蔵課長。

**内蔵財政課長** 財政課の内蔵です。よろしくお願いいたします。

昨年度、令和3年度につきましても、公共施設整備基金のほうに1億円を積み立てさせていただいたところでございます。今年度につきましても、今回2億円という計上で、年度ごとに財政状況、決算状況によりまして多少前後はしてくると思うんですけども、やはり目の前に當麻複合施設の建設事業費というのがございますので、できれば継続して積立てのほう、してまいりたいと考えております。

以上です。

**川村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** これは次年度の予算にも関係すると思うんですけども、当初予算、これ補正前は1,000円となっていますよね。そういう表記になっていて、当初予算ではそういう大きい金額を見込んでなかったと。だから、繰越金が出たり、お金が余ったら積み立てようかという考えな

のかなと思って、ちょっとお聞きしたんです。本来だったら長期的に、公共施設をマネジメント計画もあるわけですから、やっぱり当初予算からきちっと確保するという考え方でなくて、こういうふうな補正で組まれるというところら辺の考え方がどうなのか、そのことについてちょっとお聞きします。

**川村委員長** 阿古市長。

**阿古市長** 基金の積上げ方といいますのは、これは決算の見込みが黒字になるという前提の下で、財政調整基金のほうも若干取り崩しておりますが、最終的には返金になる段階の取崩しの予算計上、補正予算計上しております。それで、今回の公共施設の整備基金につきましては、基金の積上げは別に財政調整基金で積み上げてよろしいんです。でも一旦、財政調整基金に積み上げますと、それが使用するとき、財政調整基金の金額が極端に少なく、取崩しがそこから取り崩しますと少なくなるものですから、ですので、違うところの基金に積み上げておくという考え方でございます。財政調整基金の減少が、あまり極端な、変動が出ないような形にするために、積上げ方としては、それを理解した上で財政調整基金に積み上げるという考え方もあるんですけども、そうではなくて、違う分野の基金積上げをしているという考え方でございます。ですので、委員ご指摘のとおり、特にこれから公共施設等の整備が激しくなっておりますので、ですので、財政調整基金ではなく、公共施設整備基金のほうに積上げを昨年度からさせていただいているということでございます。

以上でございます。

**川村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 意見だけになりますけれども、使用目的を限った基金ですよ。それで積み立てていくと。財政調整基金の場合はいっても何でも使えるわけですから、だから、私の考え方として、今後、庁舎再編に関わって、新庁舎の話も市民の方から出ました。長期的に公共施設をどう考えるかということもあって、予算がぼんと立てられるときに、あらかじめ将来のためにこれだけ取っておこうと目的のために、当初予算から確保するのか、いや余ったら財政調整基金でも、あるいは余ったらこの使用目的を限った基金にするのか。この考え方については、もうちょっと議論が要るのかなと思いましたので、ちょっとそれだけ意見だけ述べておきます。

**川村委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村委員長** 質疑がないようですので、これで一般会計補正予算に対する質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

**川村委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第15号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。



(「異議なし」の声あり)

**川村委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第15号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

それでは、午後から、今、一旦暫時休憩を行いまして、午後からの特別会計のほうの補正予算に移らせていただくということにします。

暫時休憩をいたします。なお、再開時間は午後2時、14時ということをお願いいたします。

休 憩 午後0時20分

再 開 午後2時00分

**川村委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議第16号、令和4年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** 市民生活部の前村でございます。

ただいま議題となりました議第16号、令和4年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の説明をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出ともに4,228万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ39億4,478万7,000円とするものでございます。

6ページの事項別明細書の歳出から説明させていただきます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費におきまして、12節委託料で139万7,000円の減額。2目連合会負担金、18節負担金補助及び交付金で93万6,000円の減額。2款保険給付費、1項療養諸費、5目審査支払手数料におきまして、11節役務費で463万5,000円の減額でございます。3款国民健康保険事業費納付金、1項1目国民健康保険事業費納付金におきまして、18節負担金補助及び交付金で42万4,000円の増額。最後、6款1項基金積立金、1目財政調整基金積立金におきまして、24節積立金で4,882万8,000円の増額でございます。

次に、4ページにページを戻していただきまして、歳入をお願いします。1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税におきまして、1節医療給付費分現年課税分で800万円、2節後期高齢者支援金分現年課税分で300万円の減額でございます。3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金におきまして、1節普通交付金で474万8,000円、2節特別交付金で137万6,000円の減額でございます。5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金におきまして972万8,000円の増額。2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金で1,132万7,000円の減額でございます。6款繰越金、1項1目繰越金におきまして、1節前年度繰越金で6,091万3,000円の増額。7款諸収入、4項6目雑入におきまして6万8,000円の増額、ページおめくりいただき5ページ、8款国庫支出金、1項国庫補助金、2目災害等臨時特例補助金におきまして2万6,000円の増額でございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**川村委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** よろしくお願ひします。まず、4ページの歳入のことでお聞きします。5款の繰入金の1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金のところですけども、1つは保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金ですけども、この繰入れ基準がどうなっているのかについて教えていただきたいんです。と申しますのは、財政調整基金が、むしろこれやったら積み上がるような補正になっていますから、余剰が出ているようにも思うので、これなぜこういう形で一般会計からの繰入れとなっているのか。この繰入れ基準というものがあるんだろうと思うんですね。だから繰り入れているということで、財政調整基金とは関係なしに繰り入れられるものと思いますので、ちょっと分かれば教えてください。

それから、未就学児均等割保険税繰入金ですけども、これについて減額になっていますけども、この点についてもお聞きします。

それから3番目ですけど、6ページですけども、6款基金積立金のところですけど、財政調整基金として4,800万円余り積立てということで歳出するとなっていますけども、これを入れて基金残高が幾らぐらいになっているのかお聞きします。

**川村委員長** 増井課長。

**増井保険課長** 保険課、増井でございます。よろしくお願ひいたします。

**川村委員長** もうちょっとマイク近づけてお願ひします。

**増井保険課長** 一般会計繰入金についてでございます。これについては、国民健康保険法の規定のない一般会計からの繰入金となります。1つ目の保険基盤安定繰入金、これは税の負担の軽減と国保財政基盤の安定に資するために繰り入れるものでございます。

未就学児、ちょっと飛ばしまして、職員給与等繰入金でございます。これは、国民健康保険の事務に要する事務費に相当する分でございます。

財政安定化支援事業繰入金でございますけれども、こちら、保険者の責に期さない特別の事情などによる財政負担増への財政支援でございます。この特別な事情といいますのが、保険税を納める能力が低いとか、年齢構成で高齢の方が特に多いなどという理由による保険者の負担増に対する財政支援でございます。

未就学児均等割保険税繰入金です。これは、令和4年度からの分で、未就学児のおられる世帯に対して、未就学児分の均等割の保険税を2分の1に軽減するものに対する繰入金でございます。

それから最後、財政調整基金についてでございますが、今回の補正で4,882万8,000円増額としております分を含めまして、令和4年度で約3億7,800万円の残高となると見込んでおります。

**川村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。もうちょっと突っ込んで聞きたいんですけども、未就学児均等割保険税繰入金についてですけど、内訳が分かりますか。これ今当初予算どれぐらい見込んで、実際にこれだけの実態となったのでこういう金額になりましたというのが分かれば、教

えていただきたいんです。

それから、財政安定化支援事業繰入金などは、言ってみれば法定外繰入れだけでも、所得の低い人のために何らかの形で、その基準に基づいて一般会計から出しているものだという事で、要は、これは定めがあるという形で支出しているものだと捉えていいわけですね。要は財政全体が不安定になっているから入れるということではなくて、それだけちょっと確認したかったんです。財政調整基金がかなり上がっているものですから、一般会計から何で繰り入れるんやというふうなことになりますので、そのことをお聞きしたかったので。これは結構ですので、分かりました。ということで、ちょっと子どもの均等割の件だけちょっとお願いします。

**川村委員長** 西川補佐。

**西川保険課長補佐** 保険課、西川でございます。よろしく願いいたします。

今のご質問につきましては、未就学児につきましては、令和4年当初予算になりますけども、人数にして238人、予算にいたしますと263万9,000円を見ておりました。実際、こちらのほうは、令和4年度交付申請を行っておりますのは、未就学児人数にして228人となっております。実際に、金額といたしましては216万7,000円、47万2,000円の減額となりました。以上でございます。

**川村委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

**川村委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第16号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**川村委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第16号は原案のとおり可決することと決定いたしました。

次に、議第17号、令和4年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** 市民生活部の前村でございます。ただいま議題となりました議第17号、令和4年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。よろしく願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出ともに416万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億8,403万9,000円とするものでございます。一番最後の4ページ、事項別明細書をご覧ください。

まず、下の歳出からお願いします。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金におきまして、18節負担金補助及び交付金で416万1,000円の減額でございます。

次に、上の歳入をお願いします。3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金におきまして595万9,000円の減額、5款諸収入、4項2目雑入におきまして、後期高齢者医療被保険者証再交付事業補助金として179万8,000円の追加でございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**川村委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。  
議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

**川村委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、議第17号議案を採決いたします。  
本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**川村委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第17号は原案のとおり可決することに決定いたしました。  
職員、退席なさいます。

(理事者入替え)

**川村委員長** 次に、議第18号、令和4年度葛城市水道事業会計補正予算(第4号)の議決についてを議題といたします。  
本案につき提案者の内容説明を求めます。  
井邑上下水道部長。

**井邑上下水道部長** 上下水道部、井邑でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第18号、令和4年度葛城市水道事業会計補正予算(第4号)につきまして、ご説明申し上げます。

今回の主な補正内容につきましては、給水量の増加による水道使用料の追加、原水不足による県水受水費の追加と、令和4年度におけます予算の執行状況を把握した中での不用額の減額などを行うものでございます。

それでは、予算書1ページをお願いいたします。第2条、業務の予定量におきまして、第

2号、年間配水量452万8,000立方メートルを462万5,000立方メートルに改め、うち、県営水道からの受水量155万立方メートルを170万立方メートルに改めます。第3号、年間給水量432万4,000立方メートルを439万4,000立方メートルに改めます。第4号、1日平均給水量1万1,847立方メートルを1万2,038立方メートルに改めます。第3条、収益的収入及び支出におきまして、収入の部、1款水道事業収益、1項営業収益で1,000万円を追加、2項営業外収益で761万6,000円を追加し、水道事業収益の総額を7億9,941万2,000円とするものでございます。支出の部、1款水道事業費用、1項営業費用で985万円を追加、2項営業外費用で106万8,000円を減額し、水道事業費用の総額を7億8,435万4,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。第4条、資本的収入及び支出におきまして、本文括弧書き、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億8,860万3,000円を3億5,154万3,000円に改め、補てん財源のうち消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,351万3,000円を3,024万1,000円に、建設改良積立金2億1,462万円を1億8,083万2,000円に改め、支出の部、1款資本的支出、1項建設改良費で3,706万円を減額し、資本的支出の総額を4億1,436万3,000円とするものでございます。

詳細につきまして、収入支出の見積基礎で説明いたしますので、7ページをお願いいたします。収益的収入でございます。1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益で1,000万円の追加、2項営業外収益、5目消費税及び地方消費税還付金で761万6,000円の追加でございます。

次に、収益的支出でございます。1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費で1,285万円の追加、4目総係費で300万円の減額、2項営業外費用、3目消費税及び地方消費税で106万8,000円の減額でございます。

8ページをお願いいたします。資本的支出でございます。1款資本的支出、1項建設改良費、1目浄水設備費で1,800万円の減額。2目配水設備費で1,500万円の減額。4目固定資産購入費で300万円の減額。5目リース債務支払額で106万円の減額でございます。

以上、説明といたします。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

**川村委員長** ただいま、説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 7ページのところで、収入支出の見積基礎というところ、1款水道事業収益、1項営業収益のところの1節水道使用料ですけれども、ここが給水量増による増額ということで、約1,000万円増額となっておりますが、ちょっと理由を詳しくお聞かせください。

それから、同じく収益的収入の2項なんですね、1款水道事業収益の2項営業外収益のところ、消費税還付による増額ということが出ております。それから下の段の支出のほうでは、今度は逆に営業外費用ということになりますけど、消費税還付による減額というふうになっていきますので、このことについてちょっと説明していただければと思います。公営企業なので、水道料金には消費税が上乘せになっておりますし、そういう点でどういうふうなことになっているのかということをお聞きしたいと思っております。

**川村委員長** 福森課長。

**福森水道課長** 上下水道部水道課、福森です。どうぞよろしくお願ひいたします。ただいまの谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。

給水収益の1,000万円の増額につきましては、当初の給水量より全体として7万トンが増量ということによりまして、それに対して1,000万円の増額補正をしたものであります。単価的には一応、供給単価という形で一応140円を見込んだ形で、それに対する1,000万円ということで算出しております。

次に、営業外収益の地方消費税の還付金を説明させていただきます。これにつきましては、令和4年度の1号補正から4号補正までと、それから令和3年度の繰越額、それぞれの課税収入の借受消費税の下限により、借受消費税が407万7,000円の減少、課税支出の仮払消費税の下限により、397万7,000円の減額になります。これ減額となり、消費税額はマイナスの861万8,000円となり、これにつきましては、マイナスの861万8,000円ということは、全体では861万8,000円の還付になるものであります。それに対して、先ほど補正の中で説明させていただきました水道事業費用、営業外費用の消費税及び地方消費税の中で106万8,000円が予算としてまだ残っていますので、それを減額することにより、当初の、先ほど説明させていただきました861万8,000円から106万8,000円の引いた額といたしまして、761万6,000円、これが消費税の還付の予定額となりますので、これを補正したものであります。先ほどの106万8,000円につきましても、説明の内容はさっきの還付と同じ説明になりまして、還付が861万8,000円。そういたしまして現の消費税の予算額が、残として106万8,000円になりますので、それは還付となりますので、消費税として、支出として106万8,000円を減額するものであります。

以上でございます。

**川村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 給水量が増になった理由は、これは何ですか。一応やっぱり戸数が増えているからということか、それとも大口のことなのか、ちょっとその理由もちょっと詳しくお願ひしたいと思います。

それからもう一つ消費税の件ですけど、これはもうちょっと来年度のことになるかも分からないんですけど、インボイスの制度が出てまいります。そうすると、課税事業者でない方、零細企業の方、その場合はどうしているのか。また、今回も補正なのであれなんですけれども、ちょっと当初予算の中でも議論できたらと思います。この今年の10月からですか、なると思うので。ちょっと今回は結構なんですけれども、それでちょっと消費税のことをお聞かせ願ひましたので、これはもうご答弁結構ですので、また当初予算のほうで、インボイスのことについてはお伺ひさせていただきたいと思います。増量の件だけお願ひします。給水量の増の理由ですね。

**川村委員長** 福森課長。

**福森水道課長** 上下水道部水道課、福森です。谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。

給水量の増量につきましては、主に一般用の増量を見込んだ形で計算させていただきます。

て、1,000万円の増額補正でさせていただいております。

以上でございます。

**川村委員長** ほかに質疑ありませんか。

西川委員。

**西川委員** 7ページの34節なんですけども、原水不足による増額で1,485万円と出ているんですけど、これは1ページにある年間配水量、県水からの受水量ありますよね、これ15万トンですか、15万立方メートル、多く買うようになったのかな。これ調査して、その分が足らんようになったからこっだけ買わなあかんようになったんか。ちょっとその1,485万円という、この原水不足による増額というのが、この理由をちょっと教えていただきたいんですけど。

**川村委員長** 福森課長。

**福森水道課長** 上下水道部水道課、福森です。ただいまの西川委員のご質問にお答えさせていただきます。

受水費の増額につきましては、例年より降水量が少なく、特に10月から2月かけての少雨により、自己水による浄水の供給不足が見込まれることにより、県営水道受水量を増量する必要があるため、今現在155万トンから15万トン増量し、170万トンとするものであります。補正額につきましては、基準水量109万3,000トンを今回超えているため、15万トンに、単価99円ですので、1,485万円の補正をするものでございます。

**川村委員長** 西川委員。

**西川委員** そやから、あれですね、いろいろ雨が少なかったとかの理由で原水不足になったということですね。これから、言うたら原水、こういうことが出てくると思うんですけど、調査しましたやんか、自己水と県水の割合の。それって、これずっとこの、今回は雨が降らんかったとかそういう要因があると思うんですけど、毎年毎年やっぱりこの原水不足というところって出てくるんかというのをちょっとだけ、それだけちょっと教えてほしいんですけど。

**川村委員長** 福森課長。

**福森水道課長** 上下水道部水道課、福森です。ただいまの西川委員のご質問にお答えさせていただきます。

降水量につきましては、平成29年度で約1,800ミリメートル、それで、平成30年度で1,700ミリメートル、令和元年度で1,477ミリメートル、令和2年度で1,536ミリメートル、令和3年度で1,505ミリメートルで、今回の令和4年度の見込みがそれよりもかなりどんどん下がってしまって1,400ミリメートルの年間の降水量ということになりましたので、今回はちょっと原水不足という形で補正をさせていただいたという経緯がございます。

以上でございます。

**川村委員長** よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

杉本副委員長。

**杉本副委員長** 今のお話聞いていてちょっと謎なんですけども、謎というかお聞きしたいんですけども、今年、県水と自己水の調査されたじゃないですか。今年はでもここ何年かに見る降雨不

足じゃないですか。そのデータのみが今県に行っているんですか。これ来年からも同じように測るんですかね。ちょっとそれは、今年一番不利な、これ僕、委員会でも聞いてたと思うんですけども、今年雨多いですか少ないですかって結構重要やったと思うんですけども、これ近年まれに見る水の雨の少なさやったと思うんですけども、このデータが今、県水と自己水の量の判断になっているんですかね、今。

**川村委員長** 福森課長。

**福森水道課長** 今回の降水量につきましては、過去10年で最低のことになっています。今回、最低の降水量になっています。今回の170万トンにつきましては、これは、今年だけの170万トンの受水、9月に補正させていただいたように、浄水場の減圧弁とかの故障によって増額させていただいたということなので、来年度につきましては、新たに今、県との協議をさせていただく中で、新年度予算では受水量を上げさせていただいている状況ですので、今回の170万トンについては、来年度とは直接関係がないということでご理解していただきたいと思えますねけど。

**川村委員長** もう一回、じゃあちょっと質疑、もう一回聞いてください。

杉本副委員長。

**杉本副委員長** それは関係ないんでしょうね。そらそうでしょう。この補正で上がってきている量なんだから。じゃなくて僕が聞いているのは、前の委員会でも聞きましたけど、今、県のあれで、自己水と県水の割合調べると言って調べたじゃないですか。調べたじゃないですか、去年1年間。僕ずっと、今年は雨が多いんか少ないんかって、多分、前部長は今年はちょっと雨が少ないかもですという話やったら、降雨量少なかったら葛城市にとってのデータが不利なんじゃないのと思ってるんです。意味分かりますか。近年まれに見るぐらい降雨量が少なかったら、県水と自己水のバランス一番最低なんじゃないの、そのデータを県に持って行って、これから県水との交渉に入るの不利になるんじゃないんですかという話をしているんですけど。もう分からなかったら、あとで直接聞きますけどね。

**川村委員長** 西川補佐。

**西川水道課長補佐** 水道課、西川です。よろしくお願ひします。

ただいまのご質問なんですけど、降水量の基準といいますのは、今年を含まない過去10年の最低の月、だから、今年は3月が少なかったら3月、去年は2月が少なかったら2月という最低の降雨量の月を平均したものの水量で協議しております。だから、今年は入らないということ、よろしいでしょうか。

**杉本副委員長** じゃなくて、聞きたいのは、もう一回言いますよ。県から、県水と自己水の調査しろと言われたじゃないですか、去年ね。それをするとき、前も委員会でも聞きましたけど、雨の量を結構肝心じゃないんですかという話。例えば、これが倍降ったたら自己水も倍になるかも分からんという話じゃないですか。今年、今聞いたら近年まれに見るぐらい少なかったら、自己水がいつもより少なく、県水とバランス、県に持っていつているデータが低いんじゃないのって、これからいろんなことを決めていく上で、葛城市不利な状態じゃないのと心配しているだけで、不利じゃないですというんやったら不利じゃないでいいですよ。



ただ、降水量が少ない中のデータやったら、普通のデータよりは低いつてわけじゃないですか。分かりますか。同じ川の水、ばーって流れてる水も、降雨量が少なかったら弱いわけでしょう。そのデータでこれからいろんなことをやるんやったら、不利じゃないのと思っているんですけど、不利じゃなかったら不利じゃないでいいですけどね。ただ、僕はそう思っちゃったから聞いているだけなので。

**川村委員長** 算出根拠のこと言うてるんやね。

福森課長。

**福森水道課長** 上下水道部水道課、福森です。ただいまの杉本副委員長のご質問にお答えさせていただきます。

新年予算になりますけども、新年度予算につきましては、今までの水道事業認可の作業、それから県との協議の中で、県水の申込みはさせていただいています。協議の中で県水の申込みはさせていただいて、認可変更、まだちょっと業務中なんですけど、認可変更、新年予算で上げさせてもらっていますけども……。

**川村委員長** 今、認可変更のことを言うてくれてんのよね。

**福森水道課長** 認可変更の業務につきましては、今進めさせていただいていますけど、不利になるような条件にはなっておりません。認可変更は、今の170万トン、今後もそういう形での協議には、不利になるような条件というか、協議にはなっておりません。

以上でございます。

**川村委員長** 認可変更の件と、今、杉本副委員長が言うていることは関係ないんですか。関係ないねんね。今、答えてはるのは、そういう……。

**杉本副委員長** 条件の話でしょう。それは、そらそうでしょうという話なんですよ。

**川村委員長** だから、県水の買う量が雨で条件つけていったら、不利という言葉が認可の不利とかというふうにつながっているのではないのかな。そういうふうに私は思うんですけども。だから、今の聞き方としては、もう認可変更の件と分けて、ちょっと分けてというか、認可変更の件について聞くなら聞く。これ、今言ってた降水量だけやったら、その問題については関係ないですよ。だから、それを言うてあげないと、今ごちゃごちゃになってはるんですわ。だから、ちょっと答弁もう一回許可しますので、言っていただけますか。

福森課長。

**福森水道課長** 上下水道課、福森です。

ただいまの杉本副委員長のご質問、今のおっしゃる県水につきましては、関係はございません。認可変更とかにつきましても関係はございません。

**川村委員長** もう少し付け加えるとしたら、降雨量との関係で、県水をたくさん買わなあかんのかということについて、もうちょっと答弁欲しいわけやね。

福森課長。

**福森水道課長** 降水量、降雨量が例年になくかなり少ない状況になります。ただ、今後、来年度に向けて、特に夏場とか、降雨量によってどうしても県水、特に6月か9月のときに降雨量が少ない場合には、その中で今の新年度申し込んでいる、申込み水量よりは、降雨量によっては

県水に頼らざる、影響が出てくる可能性はあると思っております。

以上でございます。

**川村委員長** 分かりましたか。また後で補足説明してあげてください。

西川委員。

**西川委員** 何回も聞きますけど、この1,485万円原水不足による増額というのは、ただ単に今年雨が少なくて、県水をその分買わんなあかんかったからこっだけ増えたよということでもいいということですね。それでいいですね。分かりました。

**川村委員長** 降水量のみということ。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

委員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

**川村委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第18号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**川村委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第18号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、議第19号、令和4年度葛城市下水道事業会計補正予算(第2号)の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

井邑上下水道部長。

**井邑上下水道部長** 上下水道部、井邑でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいま議題となりました議第19号、令和4年度葛城市下水道事業会計補正予算(第2号)につきまして、ご説明申し上げます。

今回の主な補正内容につきましては、予算の執行状況を把握した中での不用額の減額などを行うものでございます。

それでは、予算書1ページをお願いいたします。第2条、業務の予定量におきまして、第4号、主要な建設改良事業から2,200万円を減額いたします。第3条、収益的収入及び支出におきまして、収入の部、1款下水道事業収益、2項営業外収益で77万2,000円を追加し、下水道事業収益の総額を12億1,447万6,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。支出の部、1款下水道事業費用、1項営業費用で158万円を減額、2項営業外費用で235万2,000円を追加し、下水道事業費用の総額を11億9,653万

8,000円とするものでございます。第4条、資本的収入及び支出におきまして、本文括弧書、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補てん財源のうち、消費税及び地方消費税資本的収支調整額827万8,000円を628万5,000円に、減債積立金966万円を1,165万3,000円に改め、収入の部、1款資本的収入、1項企業債で2,200万円を減額、資本的収入の総額を4億6,982万5,000円とし、3ページに移りまして、支出の部、1款資本的支出、1項建設改良費で2,200万円を減額し、資本的支出の総額を8億7,950万9,000円とするものでございます。第5条、企業債におきまして、公共下水道事業債の限度額から2,200万円を減額いたします。第6条、他会計からの補助金を5億7,425万7,000円から5億7,502万9,000円に改めます。

詳細につきまして、予算明細書でご説明いたしますので、8ページをお願いいたします。収益的収入でございます。1款下水道事業収益、2項営業外収益、3目他会計補助金で77万2,000円の追加でございます。

次に、収益的支出でございます。1款下水道事業費用、1項営業費用、1目管渠費で124万円の減額、3目業務費で10万円の追加、4目総係費で44万円の減額でございます。2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費で35万4,000円の追加、3目消費税及び地方消費税で199万8,000円の追加でございます。

9ページに移りまして、資本的収入でございます。1款資本的収入、1項1目企業債で2,200万円の減額でございます。資本的支出でございます。1款資本的支出、1項建設改良費、1目下水道建設費で2,200万円の減額でございます。

以上説明といたします。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

**川村委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

**川村委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第19号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**川村委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第19号は原案のとおり可決することと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました補正予算に関する議案の審査が終了いたしました。

ここで、委員外議員からの発言の申出があれば許可をいたします。

柴田議員。

(柴田議員の発言あり)

川村委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようでしたら、委員外議員からの発言を終結いたします。

皆様、今日は、補正予算審議、慎重なご審議をいただきまして、ありがとうございます。  
次年度の令和5年度予算にちょっとかかるような内容で質問をしたいというところで、いろいろと意気込みを感じたところでございますけれども、本予算、まず締めた形で、次の予算にまた反映していくものは反映していくものとしてご理解をいただきまして、取りあえず、この補正予算というのは終結させていただきまして、委員会を閉じさせていただきたいと思  
います。本日は皆様のご協力ありがとうございました。

これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

閉 会 午後2時44分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長

川村 優子